

出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			I-1
		2	掘削工(面管理の場合)			I-1
		3	掘削工(水中部) (面管理の場合)			I-1
	1-2-3-3	1	盛土工			I-2
		2	盛土工(面管理の場合)			I-2
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		I-3
				多数アンカー式補強土工法		I-3
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-3
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		I-3
	1-2-3-6		堤防天端工			I-3
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			I-4
		2	掘削工(面管理の場合)			I-4
	1-2-4-3	1	路体盛土工			I-5
		2	路床盛土工			I-5
	1-2-4-4	1	路体盛土工(面管理の場合)			I-5
		2	路床盛土工(面管理の場合)			I-5
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		I-6
	第3章 無筋、鉄筋コンクリート					
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			I-6

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		I-7
				軽量鋼矢板		I-7
				コンクリート矢板		I-7
				広幅鋼矢板		I-7
				可とう鋼矢板		I-7
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		I-7
	3-2-3-6		小型標識工			I-7
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		I-8
				転落（横断）防止柵		I-8
				車止めポスト		I-8
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		I-8
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		I-8
	3-2-3-9		区画線工			I-9
				溶融式カラー塗装		I-9
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		I-9
				距離標		I-9
				防草シート		I-9
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			I-9
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		I-10
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		I-10
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			I-11
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		I-11
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			I-11
	3-2-3-15		PCホーラスラブ製作工			I-12
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			I-12
		2	PC押し箱桁製作工			I-13
	3-2-3-17		根固めブロック工			I-13
	3-2-3-18		沈床工			I-14
	3-2-3-19		捨石工			I-14
	3-2-3-22		階段工			I-14
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		I-14
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		I-15
3		伸縮装置工	埋設型ジョイント		I-15	
3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		I-15	
	2	多自然型護岸工	かごマット		I-15	
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		I-16	
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠		I-16	
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I-16	
			プレキャストパイプ工		I-16	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 共通の工種	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		I-17	
				L型側溝工		I-17	
				自由勾配側溝		I-17	
				管渠		I-17	
			2	側溝工	場所打水路工		I-17
	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工			I-17
	3-2-3-30		集水枿工				I-18
	3-2-3-31		現場塗装工				I-18
	3-2-3			小段排水工	KH-1-1		I-18
				縦排水工	TH-1-1		I-18
				張りコンクリート工			I-18
				小段排水工	KH-1-2		I-19
				土工	遮水シート		I-19
				端止工			I-19
				橋梁補修工	ひび割れ補修工		I-19
		断面修復工		I-19			
	第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		I-20
碎石基礎工						I-20	
割ぐり石基礎工						I-20	
均しコンクリート						I-20	
3-2-4-3		1	基礎工（護岸）	現場打			I-20
				2	基礎工（護岸）	プレキャスト	
3-2-4-4		1	既製杭工	既製コンクリート杭			I-21
				鋼管杭			I-21
				H鋼杭			I-21
		2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭			I-21
3-2-4-5			場所打杭工				I-21
3-2-4-6			深礎工				I-22
3-2-4-7			オープンケーソン基礎工				I-22
3-2-4-8			ニューマチックケーソン基礎工				I-22
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工				I-23	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I-23	
				コンクリートブロック張り		I-23	
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り			I-23
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック			I-24
		4	コンクリートブロック工	天端コンクリート			I-24
	3-2-5-4		緑化ブロック工				I-24
	3-2-5-5		石積（張）工				I-25

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-6		橋面防水工			I-25	
		3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I-26
	2		アスファルト舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		I-27	
	3		アスファルト舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I-27	
	4		アスファルト舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		I-28	
	5		アスファルト舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I-28	
	6		アスファルト舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		I-29	
	7		アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-29	
	8		アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		I-30	
	9		アスファルト舗装工	基層工		I-31	
	10		アスファルト舗装工	基層工 (面管理の場合)		I-32	
	11		アスファルト舗装工	表層工		I-33	
	12		アスファルト舗装工	表層工 (面管理の場合)		I-34	
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I-34	
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		I-35	
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I-35	
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		I-36	
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I-36	
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		I-37	
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-37	
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		I-38	
		9	半たわみ性舗装工	基層工		I-38	
		10	半たわみ性舗装工	基層工 (面管理の場合)		I-39	
		11	半たわみ性舗装工	表層工		I-39	
		12	半たわみ性舗装工	表層工 (面管理の場合)		I-40	
	第6節 一般舗装工	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		I-40
			2	排水性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		I-41
			3	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		I-41
			4	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		I-42
			5	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		I-42
			6	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		I-43
			7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-43
			8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		I-44
			9	排水性舗装工	基層工		I-44
			10	排水性舗装工	基層工 (面管理の場合)		I-45
			11	排水性舗装工	表層工		I-45
			12	排水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		I-46
		3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		I-46
			2	透水性舗装工	路盤工 (面管理の場合)		I-47
			3	透水性舗装工	表層工		I-47
			4	透水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		I-48
			5	透水性舗装工	フィルター層		I-48
		3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-48
			2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		I-49
3			グースアスファルト舗装工	基層工		I-49	
4			グースアスファルト舗装工	基層工 (面管理の場合)		I-50	
5			グースアスファルト舗装工	表層工		I-50	
6			グースアスファルト舗装工	表層工 (面管理の場合)		I-51	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I-51
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-52
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I-52
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		I-53
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		I-53
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		I-54
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I-54
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		I-55
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I-55
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		I-56
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		I-56
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		I-57
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		I-57
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-58
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		I-58
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		I-59
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		I-59
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		I-60
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I-60
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理の場合）		I-61
第6節 一般舗装工	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		I-61
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-62
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-62
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-63
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I-63
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I-64
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-64
	3-2-6-14	3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-65
	3-2-6-14	4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-65
		5	ブロック舗装工	基層工		I-66
	3-2-6-15	1	路面切削工			I-67
		2	路面切削工	（面管理の場合）		I-67
	3-2-6-16		舗装打換え工			I-67
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			I-68
		2	オーバーレイ工	（面管理の場合）		I-68

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I-69	
	3-2-7-3		置換工			I-69	
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上			I-70
		2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)			I-70
	3-2-7-5		パイルネット工			I-70	
	3-2-7-6		サンドマット工			I-71	
	3-2-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工			I-71
				ペーパードレーン工			I-71
				袋詰式サンドドレーン工			I-71
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工			I-71
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工			I-72
				高圧噴射攪拌工			I-72
				スラリー攪拌工			I-72
				生石灰パイル工			I-72
		2	固結工	スラリー攪拌工 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)による管理の場合			I-73
3	固結工	中層混合処理			I-73		
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭			I-74
				鋼矢板			I-74
		2	土留・仮締切工	アンカー工			I-74
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工			I-74
		4	土留・仮締切工	締切盛土			I-74
	5	土留・仮締切工	中詰盛土			I-75	
	3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)				I-75
	3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)				I-75
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工		I-89	
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費(金属支承工)			I-76~77
		2	一般事項	鋳造費(大型ゴム支承工)			I-78
		3	一般事項	仮設材製作工			I-78
		4	一般事項	刃口金物製作工			I-78
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合			I-79~80
				シミュレーション仮組検査を実施する場合			I-79~80
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合			I-81
	3	桁製作工	鋼製堰堤製作工(仮組立時)			I-82-①~②	
	3-2-12-4		検査路製作工				I-83
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工				I-83
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工				I-84
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工				I-84
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工				I-84
3-2-12-9		プレビーム用桁製作工				I-85	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			I-85	
	3-2-12-11		工場塗装工			I-86	
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		I-87	
				ケーブルクレーン架設		I-87	
				ケーブルエレクション架設		I-87	
				架設桁架設		I-87	
				送出し架設		I-87	
				トラベラークレーン架設		I-87	
	3-2-13		架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		I-88	
				架設桁架設		I-88	
			架設工支保工	固定		I-88	
				移動		I-88	
			架設桁架設	片持架設		I-88	
				押し出し架設		I-88	
第14節 法面工(共通)	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		I-88	
				張芝工		I-88	
				筋芝工		I-88	
				市松芝工		I-88	
				植生シート工		I-88	
				植生マット工		I-88	
				植生筋工		I-88	
				人工張芝工		I-88	
				植生穴工		I-88	
				2	植生工	植生基材吹付工	
	客土吹付工		I-88				
	3-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		I-89	
				モルタル		I-89	
	3-2-14-4	1	法砕工	現場打法砕工		I-90	
				現場吹付法砕工		I-90	
	3-2-14-6		アンカー工			I-91	
						I-91	
	第15節 擁壁工(共通)	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I-91
		3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			I-92
		3-2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		
多数アンカー式補強土工法							I-92
ジオテキスタイルを用いた補強土工法							I-92
3-2-15-4			井桁ブロック工			I-93	
第16節 浚渫工(共通)	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I-93	
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船		I-94	
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船(面管理の場合)		I-94	
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			I-94	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第3節 計量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-70	
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I-70	
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I-71	
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-71	
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-72	
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23	
	6-1-7-4		護岸付属物工			I-95	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-24	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23	
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-25	
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90	
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	I-88	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3	
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16
かご枠					3-2-3-27羽口工	I-16	
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	I-23	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	6-1-9-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16
	6-1-10-8		杭出し水制工			I-95	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51	
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-64	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17	
	6-1-11-10		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-18	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7	
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9	
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9	
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			I-95	
	6-1-13-4		ハンドホール工			I-96	
第2章 浚渫（川）							
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
第4節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
		2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	I-72	
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	6-3-5-6	2	1	函渠工	本体工		I-96
					ヒューム管		I-96
					P C管		I-96
					コルゲートパイプ		I-96
					ダクタイル鋳鉄管		I-96
		2	函渠工	P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルパート工	I-16	
6-3-5-7		翼壁工			I-97		
6-3-5-8		水叩工			I-97		
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16	
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16	
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17	
	6-3-7-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-18	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I-17	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルパート工	I-16	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	I-14	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-79～82-②
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-83
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-84
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-85
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-84
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I-78
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 水門本体内工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-4-6-7		床版工			I-97
	6-4-6-8		堰柱工			I-97
	6-4-6-9		門柱工			I-97
	6-4-6-10		ゲート操作台工			I-97
	6-4-6-11		胸壁工			I-97
第6節 水門本体内工	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	I-97
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	I-97
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87
	6-4-9-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87
	6-4-9-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87
	6-4-9-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87
	6-4-9-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87
	6-4-9-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	I-128
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-94
第12節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-129

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-129
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-129
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-129
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10
	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I-11
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-128
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-94
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-129
	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工
6-4-15-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-129
6-4-15-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-129
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-129
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-129
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-129
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-34
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I-40
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I-46
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-48
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-64
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I-78
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-79~82-②
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-83
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-83

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 工場製作工	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-84	
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-85	
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I-85	
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-84	
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-84	
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I-78	
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86	
第5節 計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21	
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21	
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22	
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22	
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	I-97	
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	I-97	
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	I-97	
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	I-97	
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	I-97	
	6-5-6-13		閘門工			I-97	
	6-5-6-14		土砂吐工			I-97	
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91	
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
		6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
6-5-7-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22	
6-5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22	
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
6-5-7-8			堰本体工			I-97	
6-5-7-9			水叩工			I-97	
6-5-7-10			土砂吐工			I-97	
6-5-7-11			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91	
第8節 魚道工		6-5-8-3		魚道本体工			I-98
第9節 管理橋下部工		6-5-9-2		管理橋橋台工			I-98
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87	
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87	
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	I-87
	6-5-10-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	I-87
	6-5-10-9		架設工 (トラベラークレーン架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	I-87
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10 支承工	I-128
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	I-18
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2 床版工	I-94
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I-14
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I-129
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I-129
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I-129
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I-129
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12 プレテンション桁製作工 (購入工)	I-10
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	I-11
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13 プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	I-11
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	I-11
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10 支承工	I-128
	6-5-15-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	I-88
	6-5-15-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	I-88
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	I-94
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-129
	第16節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10 支承工
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-129
6-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	I-12
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10 支承工	I-128
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	I-12
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-129
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I-14
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I-129
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I-129
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I-129
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I-129
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-8
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22 階段工	I-14
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-5
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-21
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-21

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 機場本体工	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-6-4-6		本体工			I-99
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			I-99
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	6-6-5-7		コンクリート床版工			I-99
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	I-99
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		I-100
				植石張り	3-2-5-5石積（張）工	I-25
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		I-100
				巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
根固めブロック				3-2-3-17根固めブロック工	I-13	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	I-100
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	I-100
	6-7-5-6		側壁工			I-100
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	I-100
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	I-25
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	I-3
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	I-95
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	I-96

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	I-88
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	I-16
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I-23
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	I-25
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	I-25
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-67
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-67
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-68
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	I-17
				集水柵工	3-2-3-30集水柵工	I-18
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	I-7
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-70
	7-1-4-3		バイルネット工		3-2-7-5バイルネット工	I-70
	7-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	I-71
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-71
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-72
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			I-101
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			I-101
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-20
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-20
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第6節 護岸工	7-1-6-3		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-25
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			I-101
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			I-102
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			I-102
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			I-102
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-25
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	I-102
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	7-1-12-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-18
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	I-17
				プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	I-17
				コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	I-17
				タグタイル铸铁管	3-2-3-29暗渠工	I-17
7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17	
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第14節 付帯道路工	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17	
	7-1-14-9		集水楯工		3-2-3-30集水楯工	I-18	
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7	
	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9	
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9	
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7	
第2章 突堤・人工岬							
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			I-103	
	7-2-4-5		吸出し防止工			I-103	
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			I-103	
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			I-104	
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21	
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21	
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	7-2-5-9		石枠工			I-104	
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			I-104	
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			I-105
		2	ケーソン工	ケーソン工据付			I-105
		3	ケーソン工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）			I-105
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作			I-106
		2	セルラー工	セルラー工据付			I-106
3		セルラー工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）			I-106	
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			I-106	
	7-2-6-3		根固めブロック工			I-107	
第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	7-2-7-3		消波ブロック工			I-107	
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）							
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			I-107	
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	I-103	
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	I-104	
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	I-105	
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	I-106	
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	I-104	
第4章 浚渫（海）							
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-2-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
第3節 浚渫工（グラブ船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-94	

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 養浜						
第2節 軽量盛土工	7-5-2-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 5
第3節 砂止工	7-5-3-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	I - 107

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	I-82-①～②
	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			I-108
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			I-108
	8-1-8-5		コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-108
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			I-108
	8-1-8-8		水叩工			I-109
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過型		I-109
				透過型		I-110-①～②
	8-1-9-6		鋼製側壁工			I-111
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I-108
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	I-109
8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18	
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	8-1-12-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-18
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工（護岸）		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	I-25
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I-95
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
第5節 床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-108
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-108
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I-108
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	I-109
	8-2-5-8		魚道工			I-111
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
かごマット				3-2-3-26多自然型護岸工	I-15	
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-89
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
	8-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	I-91
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	I-92
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I-93
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	I-118
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所排水路工	I-17
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			I-111
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	8-3-6-6		現場排水路工		3-2-3-29場所排水路工	I-17
	8-3-6-7		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-18

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ポーリング工			I -112
	8-3-7-5		集水井工			I -112
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I -91
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	I -72
	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I -7
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I -21
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I -21
	8-3-9-5		シャフト工(深礎工)		3-2-4-6深礎工	I -22
	8-3-9-6		合成杭工			I -112

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		I-113
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		I-113
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		I-114
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		I-115
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			I-116
	9-2-4-6		フィルターの盛立			I-116
	9-2-4-7		ロックの盛立			I-116
	9-2		フィルダム(洪水吐)			I-117
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			I-117

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		I-118
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I-86
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I-69
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	I-69
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	I-71
	10-1-4-5		パーチャルドレーン工		3-2-7-7パーチャルドレーン工	I-71
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-71
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	I-72
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	I-92
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I-92
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I-92
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I-93
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-25
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-1-9-6		場所打函渠工			I-118
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-1-10-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I-18
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I-17
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			I-118
	10-1-11-5		落石防護柵工			I-118

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			I-119
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I-119
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			I-119
	10-1-12-5		遮音壁本体工			I-119
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I-69
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	I-69
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-34
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I-40
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I-46
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-48
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-64
	10-2-4		歩道路盤工			I-120
	10-2-4		取合舗装路盤工			I-120
	10-2-4		路肩舗装路盤工			I-120
	10-2-4		歩道舗装工			I-120
	10-2-4		取合舗装工			I-120
	10-2-4		路肩舗装工			I-120
	10-2-4		表層工			I-120
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-2-5-5		集水樹（街渠樹）・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I-18
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			I-121
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		I-121
				ラバーシュー		I-121
				アンカーボルト		I-121
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		I-121
2		大型標識工	標識柱工		I-121	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第12節 路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			I-122
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		I-122
		3	ケーブル配管工	保護砂		I-122
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		I-123
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I-78
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I-123
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-84
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-22
第6節 橋台工	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22
	10-3-6-8		橋台躯体工			I-124
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-22
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I-23
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		I-125
				重力式		I-125
				半重力式		I-125
2	橋脚躯体工	ラーメン式		I-126		
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-22
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I-23
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		I-126
		2	橋脚フーチング工	門型		I-127
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		I-127
		2	橋脚架設工	門型		I-127
	10-3-8-11		現場継手工			I-127
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20	
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		筥コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20	
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23	
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I-95	
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-24	
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23	
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-25	
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90	
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89	
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	I-88	
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3	
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				かご枠		3-2-3-27羽口工	I-16
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	I-23	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91	
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-79～82-②	
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-59	
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-83	
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-84	
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-85	
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-84	
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I-128	
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	I-79～82-②	
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-84	
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86	
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87	
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-6		架設工（ケーブルエ レクション架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87	
	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87	
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87	
	10-4-5-9		架設工（トラベラー クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87	
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承			I-128
2		支承工	ゴム支承			I-128	
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18	
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-94	
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14	
	10-4-8-3		落橋防止装置工			I-129	
	10-4-8-5		地覆工			I-129	
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			I-129	
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			I-129	
	10-4-8-8		検査路工			I-129	
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21	
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21	
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型		10-3-8-9橋脚フーチング工	I-126
				T型		10-3-8-9橋脚フーチング工	I-126
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設 工		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87	
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18	
第5章 コンクリート橋上部							
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製 作工	I-85	
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製 作工	I-84	
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製 作工	I-83	
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-83	
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86	
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製 作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁 製作工（購入工）	I-10	
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁 製作工（購入工）	I-10	
	10-5-5-3		ポストテンション桁製 作工		3-2-3-13ポストテンション 桁製作工	I-11	
	10-5-5-4		プレキャストセグメン ト桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグ メント桁製作工（購入工）	I-11	
	10-5-5-5		プレキャストセグメン ト主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	I-11	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 PC橋工	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-128
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I-88
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I-88
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-94
	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-129
第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2		プレベーム桁製作工	現場		I-130
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-128
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-94
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-129
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-128
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-129
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-128
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-129
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-128
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-12
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-129
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-12
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-128
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I-88
第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	I-13
	10-5-12-3		架設工（押し架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I-88
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-129
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-129
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-129
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-129
第6章 トンネル（NATM）						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			I-130
	10-6-4-4		ロックボルト工			I-130
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			I-131
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	I-131

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5節 覆工	10-6-5-5		床版コンクリート工			I-131	
第6節 インパート工	10-6-6-4		インパート本体工			I-132	
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17	
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I-132	
	10-6-8-5		明り巻工			I-133	
第11章 共同溝							
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86	
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			I-134	
	10-11-6-4		カラー継手工			I-134	
	10-11-6-5	1	防水工	防水			I-134
		2	防水工	防水保護工			I-134
3		防水工	防水壁			I-135	
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			I-135	
第12章 電線共同溝							
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2	1	管路工	管路部		I-135	
		2	管路工	管路部		I-136	
	10-12-5-3	1	プレキャストボックス工	特殊部		I-136	
		2	プレキャストボックス工	特殊部 沈下マンホール		I-136	
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部		I-136	
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			I-136	
第13章 情報ボックス工							
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工（管路部）	I-135 ～136	
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	I-136	
第14章 道路維持							
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-67	
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-67	
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工				I-137
		2	切削オーバーレイ工	面管理の場合			I-137
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-68	
	10-14-4-7		路上再生工			I-137	
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61	
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17	
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17	
	10-14-5-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I-18	
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17	
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17	
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-17	
第6節 防護柵工	10-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8	
	10-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8	
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8	
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8	
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7	
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-121	
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9	
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I-122	
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	I-123	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92
第11節 石・ブロック積(張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-25
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-118
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-129
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-129
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-129
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-129
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			I-138
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-84
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-67
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-67
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	I-137
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-68
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	I-137
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-16-6-5		集水枡・マンホール工		3-2-3-30集水枡工	I-18
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-17
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8

【第10編 道路編】


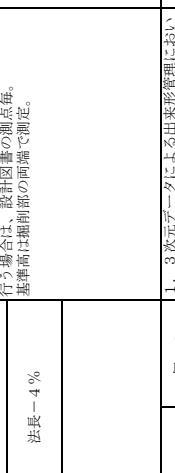
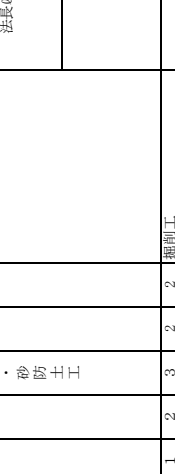
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 防護柵工	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-121
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I-122
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	I-123
第13節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-25
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-118
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	I-118
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	I-118
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I-119
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I-119
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	I-138
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	I-128
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10支承工	I-128
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-129
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-129
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-129
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-129
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-129
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9

【下水道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
下水道						I - 139

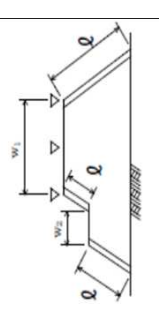
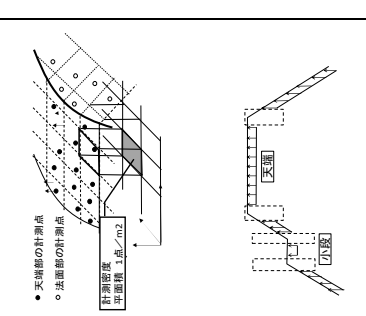
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔5mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。</p>		1-2-3-2	
						法長ℓ	±200				
						法長-4%					
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多視点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にあり、計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-3-2	
						平場	±50				±150
						法面 (小段含む)	±70				±160
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p>			
						平場	±50				±300
						法面 (小段含む)	±70				±300



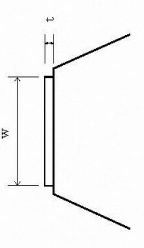
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	<p>施工延長40m（測点間隔5mの場合は50m）につき長さ40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎の基準高は各法層で測定。</p>		1-2-3-3
						法長ℓ	-100			
						法長-2%				
						幅 w1, w2	-100			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値 -50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を課す計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 観測する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-3-3
						法面 4割<勾配	-50			
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	-170			
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	-170			

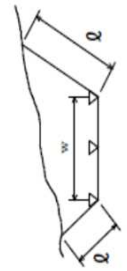
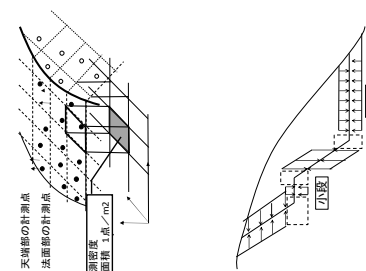
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通 編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強工(テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工 法) (ジオテキスタイルを用い た補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4
						厚さ t	-50			
						控え長さ	設計値以上			
1 共通 編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用		1-2-3-5
						幅	-100			
						高さ t	t < 15cm t ≥ 15cm			
1 共通 編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	幅	-100	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
						厚さ t	-25			
						幅	-50			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔5mの場合は50m）につき、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		1-2-1-2
						法長θ	-200			
						幅w	法長-4% -100			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内が存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-1-2
						法面 (小段含む)	平均値 ±70			
						法面 (小段含む)	平均値 ±70			



単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔5mの場合は50m）につききき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編計測技術（断面管理の場合同）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法長θ	-100			
						法長θ	法長-2%			
						幅	-100			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法面 (小段含む)	個々の計測値 ±150			
						法面 (小段含む)	±80			
						法面 (小段含む)	±190			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	<p>相互延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p>		1-2-4-5
						平均間隔 d	±φ			
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	かぶ り t	最小かぶり以上	<p>$d = \frac{D}{n-1}$</p> <p>D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2.1）参照。ただし、道路標示方書の適用を受ける種については、道路標示方書（IIIコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。</p> <p>注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工務製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の床版の配筋状況及びひかぶりについては、必要に応じて「非破壊試験」によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>		1-3-7-4
						平均間隔 d	±φかつ 最小かぶり以上			


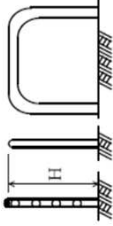
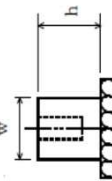
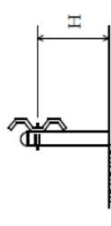
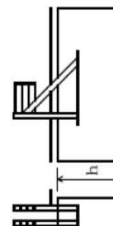
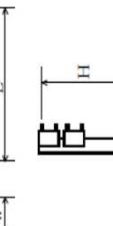
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	4		先板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50		3-2-3-4		
						根入長	設計値以上				
						変位δ	100				
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカーフ)	延長 L	-200		3-2-3-5		
3	2	3	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上		3-2-3-6		
						基礎	幅 w (D)				-30
							高さ h				-30
	根入れ長	設計値以上									

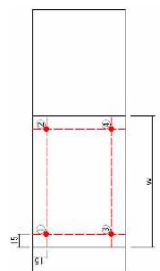
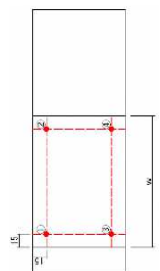
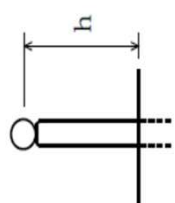
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	7		防犯構工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	 	3-2-3-7
							高さ h	-30		
						パイプ取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		
3	2	3	8	1	路側防護構工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	 	3-2-3-8
							高さ h	-30		
						ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 1ヶ所/1施工箇所		
3	2	3	8	2	路側防護構工 (ガードケープル)	基礎	幅 w	-30	 	3-2-3-8
							高さ h	-30		
						延長 L	-100	1ヶ所/1基礎毎		
						ケープル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストポイントにより測定。		3-2-3-9
						幅 w	設計値以上			
3	2	3	9		区画線工 (溶融式)→塗装	厚さ t	設計値以上 (1.5mm以上)	各線種毎に、1箇所テストポイントにより測定。		3-2-3-9 区画線工 に準拠
						幅 w	設計値以上			
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合、2ヶ所測定。		3-2-3-10
3	2	3	10		道路付属物工 (防草シート)	重ね幅 (W)	設計値以上	1施工箇所/1回		3-2-3-9 区画線工 に準拠
						シート固定ピン本数	設計値以上			
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	舗道路橋防食便覧Ⅱ-82「表Ⅱ.3.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗料系ごとの塗装面積を算出し、照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に輸入量(実缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	<p>桁名称について測定 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表品を使用する場合は、 製造工場の発行するJISに基づく試験成績表 に替えることができる。</p>		3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ ₁	±8			
						横方向の曲がり δ ₂	±10			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10・・・ L ≤ 10m ±L/1000・・・ L > 10m	<p>桁名称について測定 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表品を使用する場合は、 製造工場の発行するJISに基づく試験成績表 に替えることができる。</p>		3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ ₁	±8			
						横方向の曲がり δ ₂	±10			

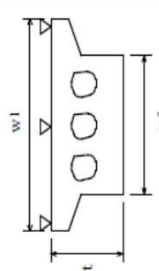
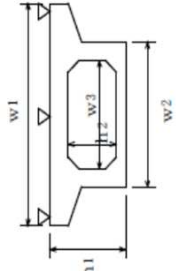
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	1	ボスアテンション桁製作工	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 榫方向タワミの測定は、プレストレッシング 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、 製造工場の発行するJISに基づき試験成績表 に替えることができる。 ϕ ：支間長 (m)		3-2-3-13 注) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工および重層構造物である内空断面幅250以上のボックスカルサート (工場製作のプレキャスト製品は全て) の工種において対象外) の鉄筋の配筋状況及びみぶりについては、「非破壊試験」によるコンクリート構造物中の配筋状態及びみぶりを測定要領) も併せて適用する。
						幅 (下) w_2	± 5			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm 以内			
					榫方向最大タワミ	0.8 ϕ				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	2	プレキャストセグメント桁 製作工 (購入工)	桁 長 ϕ	—	桁全数について測定。榫断面寸法測定箇所 は、図面の寸法表示箇所所で測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14		プレキャストセグメント主 桁組立工	桁 長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 榫方向タワミの測定は、プレストレッシング 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする ϕ ：支間長 (m)		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 ϕ			

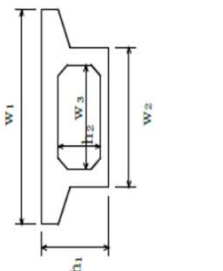
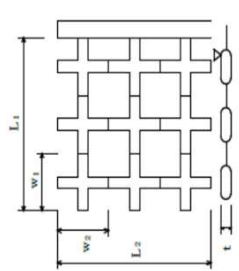
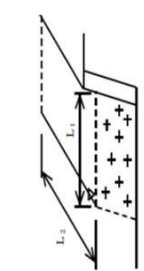
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1	15		PCホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20	<p>桁全高について測定 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-2-18-2床版工に準ずる。 ϕ：桁長 (m)</p>		<p>3-2-2-15 注) 新設のコンクリート建造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面種25㎡以上のボックスカウルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外）の鉄筋の配筋状況及びひび割れについては、「非破壊試験によるコンクリート建造物中の配筋状態及びひび割れ測定要綱」も併せて適用する</p>
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						桁 長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5) \text{か} \mp$ -30mm 以内			
3	2	1	16		PC箱桁製作工	基準高 ∇	± 20	<p>桁全高について測定 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-2-18-2床版工に準ずる。 ϕ：桁長 (m)</p>		<p>3-2-2-16 注) 新設のコンクリート建造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面種25㎡以上のボックスカウルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外）の鉄筋の配筋状況及びひび割れについては、「非破壊試験によるコンクリート建造物中の配筋状態及びひび割れ測定要綱」も併せて適用する</p>
						幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$			
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$			
						内空幅 w_3	± 5			
高 さ h_1	$+10$ -5									
内空高さ h_2	$+10$ -5									
桁 長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5) \text{か} \mp$ -30mm 以内									

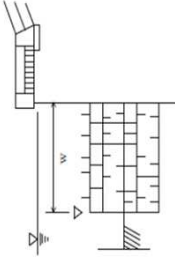
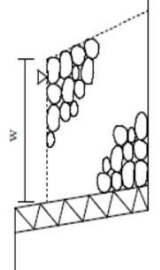
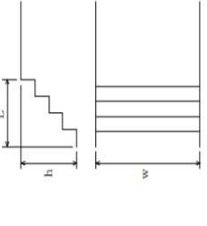
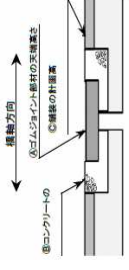
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的施工種	16	2	P.C押出し箱桁製作工	幅(上) w ₁	-5~+30	桁盒類について測定 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 φ：桁長(m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋上・下道工および重要構造物である内空断面種25m以上のボックスカブルバート(工場製作のアレキヤスト製品は全ての工程において対象外)の鉄筋の配筋状況及びみどりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びみどり測定要領」も併せて適用する
						幅(下) w ₂	-5~+30			
						内空幅 w ₃	±5			
						高さ h ₁	+10 -5			
						内空高さ h ₂	+10 -5			
						桁長 φ	φ<15...±10 φ≥15... ±(φ-5)/2 -30mm以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的施工種	17	根固めブロック工	幅積 厚さ t 幅 W ₁ , W ₂ 延長 L ₁ , L ₂	基準高 ▽	±100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎		3-2-3-17
						厚さ t	-20			
						幅 W ₁ , W ₂	-20			
						延長 L ₁ , L ₂	-200			
						基準高 ▽	± t / 2			
						延長 L ₁ , L ₂	- t / 2			
					乱積 基準高 ▽ 延長 L ₁ , L ₂			施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		tは根固めブロックの長さ

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	18		沈床工	基準高▽	±150	1組毎		3-2-3-18
						幅 w	±300			
						延 長 L	-200			
3	2	3	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-19
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3	2	3	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22
						高 さ h	-30			
						長 さ L	-30			
						段 数	±0段			
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中環部付近の3点		3-2-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において 横軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3m の直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
						据付け高さ	3			
						横軸方向各点 器差の相対差	3			
						表面の凹凸	2			
						槽型板面の歯咬み合い 部の高低差	±2			
						歯咬み合い部の縦方向 間隔W ₁	±5			
歯咬み合い部の横方向 間隔W ₂	舗装面に対し 0～+2									
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3 点 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に 3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3			
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50 m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m) 以下のは1ヶ所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						法長ℓ	-200			
						延長L	-200			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50 m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m) 以下のは1ヶ所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						厚さt	-0.2t			
						延長L	-200			

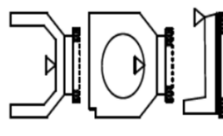
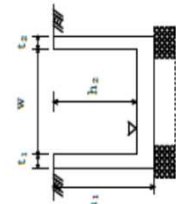
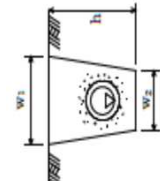
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ϕ	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
						$\phi < 3m$	-100			
						$\phi \geq 3m$	-50			
					厚 さ t	-50				
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
						延 長 L1, L2	-200			
3	2	3	28	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ∇	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合		3-2-3-28	
					※ 幅 w	-50				
					※ 高 さ h	-30				
					延 長 L	-200				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型(側溝) (L型側溝工) (自由勾配(側溝) (管渠)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						延 長 L	-200	1ヶ所/1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

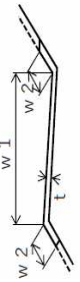
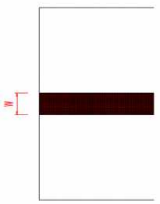
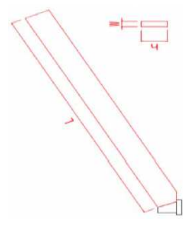

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	30		集水排水工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
3	2	3	31		現場塗装工	塗 膜 厚	塗膜厚の評価基準(案)による。	塗膜厚の評価基準(案)による。		3-2-3-31
						厚さ	t	施工延長4.0mにつき1箇所、施工延長4.0m以下のは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工(場所打水路工)に準拠
							幅	w_1 w_2		
						厚さ	t	施工延長4.0mにつき1箇所、施工延長4.0m以下のは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工(場所打水路工)に準拠
							幅	w_1 w_2		
厚さ	t	施工延長4.0mにつき1箇所、施工延長4.0m以下のは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工(場所打水路工)に準拠						

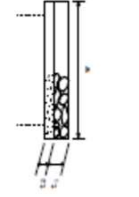

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	共通の工種		小段排水工 (KH-1-2)	厚さ	-20	施工延長4.0mにつき1箇所、施工延長4.0m以下のもは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工（場所排水路工）に準拠
						幅	-30			
3	2	3	共通の工種		土工 (遮水シート)	重ね幅	設計値以上	施工延長25m（測点間隔20mの場合は20m）につき1箇所		
3	2	3	共通の工種		漏止工	法長 (L<3m)	-50	1施工箇所毎		3-2-15-1 場所打漏工に準拠
						法長 (L≥3m)	-100			
						幅	-30			
						高さ	-50			
3	2	3	共通の工種		橋梁補修工 (ひび割れ補修工)	延長 L	設計値以上	全箇所		
3	2	3	共通の工種		橋梁補修工 (断面修復工)	延長 L 幅 W	設計値以上	全箇所		

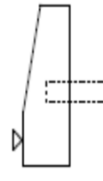
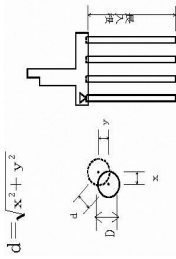
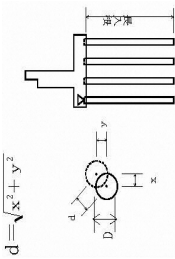
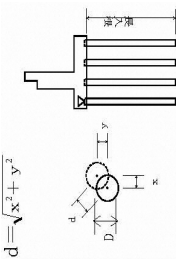
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	4	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工経路40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-4-1
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3	土木工事共通編	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工経路40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案) 護岸工編」の規定による測 点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔5mの場合は50m)につき2ヶ所、延長10m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延 長 L	-200			
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						傾				
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計値以上			
3	2	4	5	塙所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-5	
					根 入 長	設計値以上				
					偏 心 量 d	100以内				
					傾 斜	1/100以内				
					杭 径 D	設計径(公称径) -30以上				

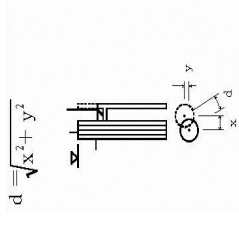
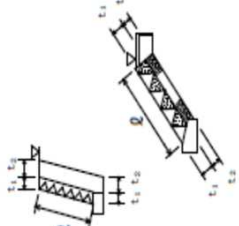
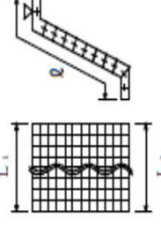
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※オープンプレートの場合はその内径、補強リブを必要とする場合は補強リブの内径とし、その他プレートの場合はセルタル等の土留め構造の内径にて測定。		3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計径(公称径)以上※			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		3-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		3-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	4	基礎工	鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	<p>基準高は、全敷を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。</p> 	3-2-4-9	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	300以内			
3	土木工事共通編	2	5	石・ブロック積張工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック張 積) (コンクリートブロック張 り)	基準高▽	±50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 ③ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)「測量工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> 	3-2-5-3	
						法長φ	φ<3m			-50
							φ≥3m			-100
						厚さ(ブロック積張) t ₁	-50			
						厚さ(裏込) t ₂	-50			
						延 長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	5	石・ブロック積張工	コンクリートブロック工 (連筋ブロック張り)	基準高▽	±50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ③ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)「測量工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> 	3-2-5-3	
						法 長 φ	-100			
						延長 L ₁ , L ₂	-200			

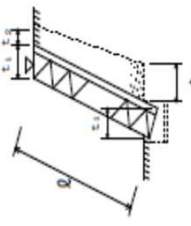
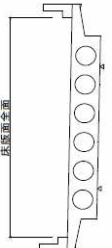
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1ヶ所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	5	3	4	コンクリートブロック工 (天端コンクリート)	幅 w	-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1ヶ所につき2ヶ所。 1ヶ所毎		3-2-15-1場所打掃 壁工に準拠
						厚さ t	-20			
						延長 L	-200			
3	2	5	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1ヶ所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	
					法長φ	-50				
					厚さ (ブロック) t ₁	-100				
						厚さ (護込) t ₂	-50			
						延長 L	-200			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔5mの場合は50m）につき2ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1ヶ所、延長10m（又は50m）以上の上端部及び下端部の2ヶ所を測定。厚さは3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）「護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	
						法長 ϕ	$\phi < 3m$				
							$\phi \geq 3m$				
						厚さ（石積・張） t_1	-50				
						厚さ（裏込） t_2	-50				
						延長 L	-200				
						コンクリート床版面の乾燥状態	良好				道路橋床版防水要領（H19.3日本道路協会）を参考
						清掃状態	良好				
						水分量（%）	10%以下				
						床版防水面のはがれ	異常なし				
シワ	異常なし										
気泡	異常なし										
キズ	異常なし										
重ね幅（ θ ）	-20, +50										
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般鋪装工	6		橋面防水工	全面 目視確認 全面 目視確認 300m ² を超えない範囲で1日1回実施。重ね幅の標準値を100mmとする。		10cm程度以上の気泡が生じた場合は、キリなどで穴をあけて押さえ込み貼付用アスファルトを敷布すること。			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
2	1	一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	±40	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の間隔で測定すること。厚さは各延長200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の間隔に測定。ただし、幅は設計図書の脚点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事現場の姿を写した上で、管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用量が、3,000t以上の場合は該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び疎層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚さ	中規模以上	±50	—			
						幅	中規模以上	±45	-15			
							中規模以下	±50	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	土 木 工 事 共 通	2	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以上	小規模 以下	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(傾斜)舗装工種多点計測技術(管理の場合)に基づき出来形管理を計測する場合は、その他本基準に規定する計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均面+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合は該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	±90	±90			
3	土 木 工 事 共 通	2	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	±25	±30	±8	±10	<p>工事規模の考え方は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合は該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことにも、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-2-6-7	
						幅	±50	±50	±	±			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	3-2-6-7	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 ③計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 ④厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ⑤厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。
							厚さ	-64	-63	-8	-10		
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一般 施 工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	3-2-6-7	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 ③個々の測定値が10個以上9個以下の場合、規格値を満足しなければならぬこととともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬこと。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。
							幅	-50	-50	-	-		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(例)舗装工舗装多点計測技術(管理の場合)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事組織の考え方を、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用量、3,000t以上の場合は該当する。小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満</p> <p>②使用する基層及び球層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	-	-	<p>工事組織の考え方を、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用量、3,000t以上の場合は該当する。小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満</p> <p>②使用する基層及び球層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことと、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならぬこと、ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-2-6-7	
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
2	1	一般 鋪 装 工	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処 理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上 -36	小規模 以下 -45	中規模 以上 -5	小規模 以下 -7	3-2-6-7	<p>工事規模の差を、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合は該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要						
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均	中規模 以下	小規模 以下									
3	2	1	6	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚													
						幅													

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-20	-25	-3	-4	1-3) 各ポイントによる出来形管理において、次の計測技術を用いた出来形管理(袋)舗装工多点点計測技術(面管理の場合)に基づき出来形管理を測定する場合は、その他本基準に規定する計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-7	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
2	1	一般施工程	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模 小規模 以下	中規模 小規模 以下	中規模 小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、1000以上に1個の測でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事現場の巻を手 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						幅	中規模 小規模 以下	中規模 小規模 以下	中規模 小規模 以下			
2	1	一般施工程	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	平 坦 性	中規模 小規模 以下	中規模 小規模 以下	中規模 小規模 以下	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7	
						規格値	3m ² 以上7.6m ² 未満 (C)2.4mm以下直 線式(足付き) (G)1.75mm以下	3m ² 以上7.6m ² 未満 (C)2.4mm以下直 線式(足付き) (G)1.75mm以下	3m ² 以上7.6m ² 未満 (C)2.4mm以下直 線式(足付き) (G)1.75mm以下			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 以下	小規模 以下			
3	2	1	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	±40 ±50	-17 -20	-2 -3	3m7 B7/B7-9- (a)2.4mm以下 直読式(足付き)	<p>1. 3次元データによる出来形管理に おいては、次に計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工欄多量計測 技術(面管理の場合)に基づき出来 形管理を実施する場合は、その出来形 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の際 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、舗 装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用 する基層および表層用混合物の総使用量 が、3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合、次 のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使 用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。</p>	3-2-6-7
3	2	1	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚 さ 幅	±40 -45 -50	-15 -45 -50	- -15 -		<p>工事規模の考え方は、管理図等を描い た上での管理が可能な工事をいい、基 層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合が該当 する</p>	3-2-6-8	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝条	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要	
						個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)		*面管理の場合は測定値の平均				
3	土	木	工	事	共	通	欄	中規模	±90	±90	1. 9. 9. ヴォルテータによる出来形管理において、次の計測技術を用いた出来形管理要領(案)・舗装工種 多点計測技術(原理)を適用(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事現場の考え方を、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の飛使用量が3,000t以上の場合は該当する。中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が毎日連続する場合は該当する。	3-2-6-8
								小規模	±90	±90			
3	土	木	工	事	共	通	欄	中規模	±90	±90	3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。	工事現場の考え方を、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の飛使用量が3,000t以上の場合は該当する。中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が毎日連続する場合は該当する。	3-2-6-8
								小規模	±90	±90			
3	土	木	工	事	共	通	欄	厚さ	-25	-30	5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均面+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を測り取りこして測定。ただし、幅は設計区間の測点によりらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-8
								幅	-50	-50			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
2	1	一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(築上舗装多点計測技術)による出来形管理を、管理図等を用いた出来形管理(築上舗装多点計測技術)による出来形管理と併用する。計測精度は、計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	3-2-6-8	
						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	1	一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(築上舗装多点計測技術)による出来形管理を、管理図等を用いた出来形管理(築上舗装多点計測技術)による出来形管理と併用する。計測精度は、計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	3-2-6-8	
						幅	-50	-50	-	-			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1	6	6	半たわみ柱脚竣工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(築・舗装工)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測方法・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事現場の考え方は、管理図等を描いた上で、管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p>	
						較差	-64 以上	-63 以下	-8 以上	-10 以下			
3	2	1	6	7	半たわみ柱脚竣工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	<p>工事現場の考え方は、管理図等を描いた上で、管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>コア採取について、橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。</p>		
						幅	-50	-50	—	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 以上	小規模 以下					
3	2	1	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処 理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-36	小規模 以下	-45	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	<p>1. 9. 3. 2. 6-8</p> <p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>
						厚さ	中規模 以上	-9	小規模 以下	-12	中規模 以上	-3	小規模 以下	-4	
3	2	1	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	幅	中規模 以上	-25	小規模 以下	-25	中規模 以上	-	小規模 以下	-	<p>3-2-6-8</p> <p>工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。</p>
						幅	中規模 以上	-25	小規模 以下	-25	中規模 以上	-	小規模 以下	-	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	管理の範囲	管理の平均			
3	2	1 一般施土工	8	10	半たわみ型舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高	中規模以上	中規模以下	小規模以下	小規模以下	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(面管理)は、舗装工種多点点計測技術(面管理)に基きき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	3-2-6-8	
						較差	-20	-25	-3	-4			
3	2	1 一般施土工	8	11	半たわみ型舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事、管理図等を描いた上で管理可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>工事規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>コア採取について、橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-8	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	-	3m ² 以下 (σ)2.4mm以下 版式(厚付き) (σ)1.75mm以下					

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 以下	小規模 以下				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	2	一般 舗 装 工	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-17	中規模 以下	-20	小規模 以下	-3	3-2-6-8	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事は、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
							小規模 以上	3m ² 以下 (G)2.4mm以下 直読式(定付き) (G)1.75mm以下	—	—	—			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚 さ 幅	±40	±50	—	—	—	3-2-6-9	<p>工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事は、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>コアー採取について、橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
							±45	-45	-15	-15	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	6	9	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±40	+50	中規模 以上	小規模 以下	3-2-6-9	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。
						厚さあるいは標高 偏差	±90	+40	-15	中規模 以上	小規模 以下		
3	土 木 工 事 共 通 編	2	6	9	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10		3-2-6-9	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 舗装面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。
						幅	-50	-50	-	-			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一般 施 工	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒状調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(点群計測技術)による出来形管理(点群計測技術)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	-8	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一般 施 工	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理 工	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-25	-30	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(点群計測技術)による出来形管理(点群計測技術)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>
						幅	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-50	-50	-	-	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 以下	小規模 以下				
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-54	中規模 以上	-8	小規模 以下	-10	3-2-6-9	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>
							小規模 以下	-63	小規模 以下	-10				
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ 幅	中規模 以上	-15	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	3-2-6-9	<p>工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>コアー採取について、横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。</p>
							小規模 以下	-20	小規模 以下	-5	小規模 以下	-7		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 以下	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	一般 施 工	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-36	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	3-2-6-9
						小規模 以下	-45	小規模 以下	-7			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	排水性舗装工 (加熱スファルト安定処 理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-36	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	3-2-6-9
						小規模 以下	-45	小規模 以下	-7			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ 幅	中規模 以上	-9	中規模 以上	-12	小規模 以下	-4	3-2-6-9
						小規模 以下	-25	小規模 以下	-25	-		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(案)舗装工舗装多点点計測技術(面管理の場合)に基づき出来形管理を実施する場合は、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場面に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-20	-25	-3	-4		
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測し、厚さは、1000m毎に1個の測でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 中規模以上の工事は、管理図等を描いて、基層以上の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。 小規模以上の工事は、管理図等を描いて、基層以上の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。 コーア採取について、舗装層等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。平坦性項目を省略することが出来る。	3-2-6-9			
						幅	-25	-25	-	-						
						平 坦 性	-	3m ² ×7/6×9- (σ)2.4mm以下直 設式(現付き) (σ)1.75mm以下								

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	2	1	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	高さあるいは標高 較差	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(表層)舗装工編多点点計測技術(面管理の場合)に基づき出来形管理を実施する場合は、その基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						平坦性	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所割り起しとして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の前点によらず延長80m以下の間隔で測定することが出来る。 ※非道舗装に適用する。	3-2-6-10	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について、橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						厚 さ	t < 15cm -30	t ≥ 15cm -45	-10 -15			
						幅	-100	—				

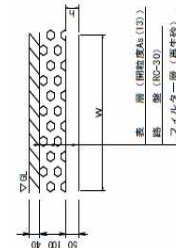
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)・舗装工種・多点計測技術(面管理の場合)に基づき出来形管理を実施する場合は、計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高+直下層の標高較差+平均+設計厚さから求める高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事現場の考え方は、管理図等を描いた上で、管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p>
							t < 15 cm	t ≥ 15 cm	+50 -10	+50 -15		
3	土 木 工 事 共 通 編	2	6	1	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ 幅	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	<p>幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の測で測定。厚さは、片側延長200m 毎に1ヶ所コアーを採取して測定。幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事現場の考え方は、管理図等を描いた上で、管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>コアー採取について 路面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。</p>
							-9	-25	-3	—		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種多点計測技術(面管理の場合)に基づき出来形管理を施す場合、その他基準に規定する許測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	
						±50	-20	-3				
3	2	6	10	5	透水性舗装工 (ウレタ層)	基準高▽	±50			<p>基準高は、片側延長40m毎に1箇所。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m以下の間隔。</p>	<p>3-2-6-10-1透水性舗装工(路盤工)に準拠</p> 	
						厚さ(t)	-30					
3	2	6	11	1	ゾーストスファルト舗装 (加熱スファルト安定処理工)	幅(W)	-100			<p>基準高は、片側延長40m毎に1箇所。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m以下の間隔で測定する ことができる。</p>	<p>工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア一採取について 路面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。</p>	
						厚 さ	-15	-20	-5			-7
						幅	-50	-50	-			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	11	2	グーンスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(築舗装工)に基つき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方を、管理図等を描いた中規模以上の工事、管理図等を描いた上で管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 工事規模の考え方を、管理図等を描いた上で管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について、橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	
						厚 さ	-9	-12	-3	-4			
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	11	3	グーンスアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の間とし、厚さは、100mmに1箇の間でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測定によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方を、管理図等を描いた上で管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について、橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	
						幅	-25	-25	-				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要			
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)						
3	2	1	6	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(面管理)に、舗装工種多点計測技術(面管理の場合)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値±設計厚さから求める高さの差とする。	3-2-6-11
						厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-20	-25	-3	-4		
3	2	1	6	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-7	-9	-2	-3	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-25	-25	-	-		
3	2	1	6	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	平 坦 性	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	—	—	—	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測し、厚さは、100mm毎に1個の測でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 3mアスファルト (G) 2.4mm以下直 径式(更付き) (G) 1.15mm以下	3-2-6-11
						平 坦 性	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	—	—	—	—		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	11	6	グーンスラスアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(面管理)は、管理図等を用いた出来形管理に比べて、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の発現量が3,000kg/m ² 以上の場合は該当する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方は、中規模以上の施工は、管理図等を用いた出来形管理に比べて、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の発現量が3,000kg/m ² 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平面性	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以下			
						標準高▽	±40	±50	—			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(面管理)は、管理図等を用いた出来形管理に比べて、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の発現量が3,000kg/m ² 以上の場合は該当する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方は、中規模以上の施工は、管理図等を用いた出来形管理に比べて、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の発現量が3,000kg/m ² 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以下			
						基準高▽	±40	±50	—			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	6	1	一般舗装工	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(面管理)は、管理図等を用いた出来形管理に比べて、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の発現量が3,000kg/m ² 以上の場合は該当する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方は、中規模以上の施工は、管理図等を用いた出来形管理に比べて、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の発現量が3,000kg/m ² 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以下			
						基準高▽	±40	±50	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	土	2	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上 ±90	中規模以下 +50 -15	小規模以下 +50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(築上舗装工)に基つき出来形管理を施す場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事現場の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	中規模以上 ±90	中規模以下 +40 -15	小規模以下 +50 -15			
3	土	2	12	3	コンクリート舗装工 (粒状調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所を測り、厚さは、各連続200m毎に1ヶ所を測り、起こして測定。ただし、幅は設計段差の測点から延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事現場の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。 あるいは施工面積が10層に9層以上、厚さは、個々の測定値が10層に9層以上、個々の測定値が10層に9層以上、10) について測定しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10層未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-12
						幅	-50	-	-			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-55	-66	-8	工事規模の考え方は 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 1. 3次元データによる出来形管理にお いて、3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(袋)舗装工舗装多面計測技術(面 管理の場合)に基づき出来形管理を 実施する場合、その他本基準に規定する計 測精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とす る。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合 は、直下層の目標高さ+直下層の標高較 差平均値+設計厚さから求める高さとの 差とする。	3-2-6-12
						厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-25	-30	-8		工事規模の考え方は 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 あるいは施工面積が10個に5個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 係面舗装袋でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他の 方法によることが出来る。
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・雑骨) 安定処理工)	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-50	-50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、厚 さは、1,000㎡に1箇所でコアを採取 もしくは掘り起こして測定。ただし、幅 は設計区画の測点によらず延長80m以下 の間隔で測定することができる。	3-2-6-12	
						幅	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-50	-50			幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、厚 さは、1,000㎡に1箇所でコアを採取 もしくは掘り起こして測定。ただし、幅 は設計区画の測点によらず延長80m以下 の間隔で測定することができる。

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要						
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均										
3	土	木	工	事	共	通	編	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・澱青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模	小規模	中規模	小規模	1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(築)舗装工舗装多点点計測技術(面管理の場合)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満であるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12
													以上	以下	以上	以下			
3	土	木	工	事	共	通	編	7	12	6	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	中規模	小規模	中規模	小規模	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満であるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個以上の割合で規格値を満足しなければならぬこととし、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について測定し、厚さが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について、橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることとする。	3-2-6-12	
													以上	以下	以上	以下			-9

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	規格値				
3	土	木	工	事	共	通	編	中規模	小規模	小規模	<p>1. 3ヶ所データによる出来形管理において、3ヶ所計測技術を用いた出来形管理(築舗装工舗装工)に基き出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>	3-2-6-12
								中規模	小規模	小規模			
3	土	木	工	事	共	通	編	中規模	小規模	小規模	<p>厚さは各車線の中心付近で型枠留付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり縦断方向に3ヶ所以上測定、幅員は、延長80m毎に1ヶ所所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり縦断方向に3ヶ所以上格線の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に面側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点にとらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個以上ある場合に、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さの平均値が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-12
								中規模	小規模	小規模			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均	中規模 以上 小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-22	-3.5	以下	1. コンクリートによる出来形管理において、次に示す計測技術を用いた出来形管理(築・舗装工)多点計測技術(面管理の場合)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	3-2-6-12	
					平均性	—	コンクリートの硬化後10/10mmに5m以下の範囲により機械舗設の場合 (○)2.4mm以下 (△)3mm以下	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。				
3	土 木 工 事 共 通 編	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	3-2-6-12	
					基準高▽ 厚 さ 幅	±40 ±50 -45 -50	— -15 —	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満である場合は施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X10)について測定しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	標準偏差			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	中規模 以下	小規模 以下	中規模 以下	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(象)舗装工舗装多点計測技術(面管理の場合)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均面+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満であるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	±90			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	±25	±30	±8	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所を割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を割り起しして測定。ただし、幅は設計図書の測点により必ず延長80m以下の間隔で測定することができ。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所を割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を割り起しして測定。ただし、幅は設計図書の測点により必ず延長80m以下の間隔で測定することができ。</p>	<p>工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満であるいは施工面積が2,000m²未満。 厚さは、個々の測定値が10個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X10)について測定しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-2-6-12
						幅	±50	±50	±50			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	6	一般 舗 装 工	厚さあるいは標高 較差	中規模 小規模	中規模 小規模	中規模 小規模	1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)「舗装工種 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
							以上 -55	以下 -66	以下 -8			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	6	一般 舗 装 工	厚 さ 幅	中規模 小規模	中規模 小規模	中規模 小規模	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。 あるいは、個々の測定値が10個以上9個以下の割合で規格値を満足しなければならぬことにも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-12	
							以上 -25	以下 -30	以下 -50			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	標準偏差			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種「多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
							-55	-66	-8	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		
3	土 木 工 事 共 通 編	2	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種「多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 縦断面検査でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-12
						幅	-9	-12	-3			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	土 木 工 事 共 通 編	6	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	工事現場の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(象)舗装工編多点計測技術管理の場合作りに基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-12
					個々の測定値 (X)	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3	土 木 工 事 共 通 編	6	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	—	—	—	—	工事現場の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個以上の場合で規格値を満足しなければならぬのと同時に10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
					幅	—	—	—	—		
					平 坦 性	—	—	—	—		
					目地較差	±2	±2	±2	±2		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において、3次元計測技術を用いた出来形管理(袋)舗装工舗装多点計測技術(面管理の場合)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-12	
						平坦性	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	目地段差	±2			工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満、あるいは施工面積が2,000㎡未満。 あるいは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満、あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-13	
						基準高▽ 厚 さ 幅	±40 ±50	±40 ±50	±40 ±50			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	13	2	薄層カラー舗装工 (上層整盤工) 粒度調整露盤工	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事現場の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X ₁₀)について測定しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						幅	-25	-30	-8	—			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	13	3	薄層カラー舗装工 (上層整盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 厚	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事現場の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X ₁₀)について測定しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						幅	-25	-30	-8	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	中規模 以上			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処 理工)	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	中規模 以上	小規模 以下	以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	中規模 以上	小規模 以下	以下			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	1	6	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基礎高▽	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下	基準値は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事現場の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬこととともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚 さ	±40	±50	—			
						幅	—	—	—			
3	2	1	6	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下	基準値は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事現場の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬこととともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						幅	±45	±50	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考			
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均						
3	土 木 工 事 共 通 編	2	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(右灰) 安定処理工	厚 さ	中規模 以上	-25	小規模 以下	-30	中規模 以上	小規模 以下	-8	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬこととともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア一採取について、橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-50	-							
3	土 木 工 事 共 通 編	2	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 処理工)	厚 さ	中規模 以上	-15	小規模 以下	-20	中規模 以上	小規模 以下	-5	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬこととともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア一採取について、橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-50	-							

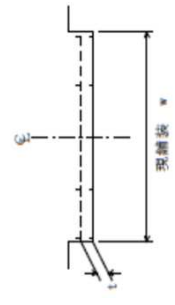
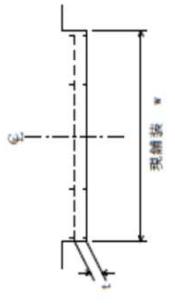
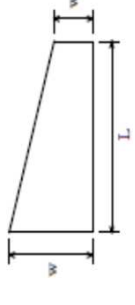
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均			
2	1	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)		厚さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	3-2-6-14	<p>工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満である。あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。いともにも、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 側面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。</p>
							幅	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		


単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (\bar{X}_n)			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現鋪装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として 緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データをを用いた出来形管理要領(案) (路面切削工編) に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現鋪装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3	2	6	16		鋪装打換え工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所			3-2-6-16
						延長 L	-100				
3	2	6	16		鋪設工	厚さ t	該当工種				
						幅 w	-25				
3	2	6	16		鋪設工	延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₀)			
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは10m毎に現鋪装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-17
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m ² /m ² 以下 (σ)2.4mm以下 直読式(定付 き)(σ)1.75mm 以下			
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場 合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	3-2-6-17	
						平坦性	—	3m ² /m ² 以下 (σ)2.4mm以下 直読式(定付 き)(σ)1.75mm 以下			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	<p>延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)表層安定処理等・固結工(中層混合 処理)編」による管理の場合は、全体改良 範囲図を用いて、施工厚さt、先端幅w、 先端延長Lを確認(実測は不要)。</p>		3-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	7	3		置換工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合150 m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下 のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		3-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

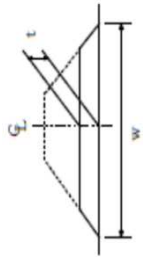
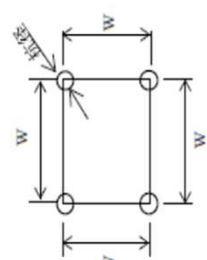
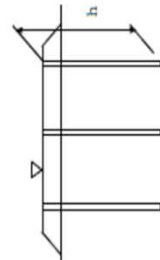
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法層で行う。		3-2-7-4
						法長 θ	-500			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		3-2-7-4
						法長 θ	-500			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3	2	7	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で繰り返しとして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合50m）につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	7	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 全本数		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
3	2	7	8		締め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	-	全本数 計器管理にかえることができる。		※余長は、適用除外

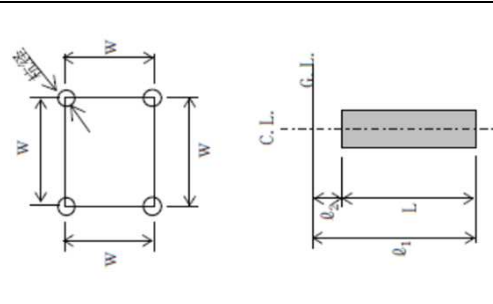
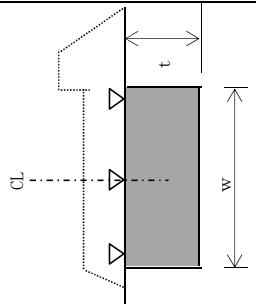
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	9	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ∇	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
					位置・間隔 w	$D/4$ 以内			
2	1	7	9	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	杭 径 D	設計値以上	全本数		3-2-7-9
					深 度 L	設計値以上			

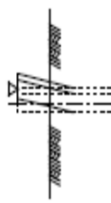
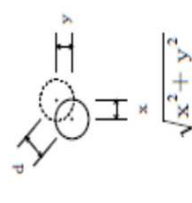
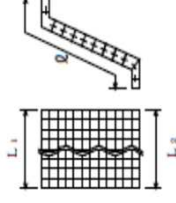
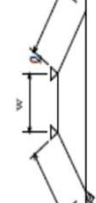
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認（掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認（掘起しによる実測確認は不要）		
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
						基準高▽	設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。		
						施工厚さt	設計値以上	1,000㎡以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深さ確認を出来形とする。		
						幅w	設計値以上	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。		
延長L	設計値以上			3-2-7-9						

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は 50m) 以下のものは、1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-5
						根入長	設計値以上			
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さφ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
						配置誤差 d	100			
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 φ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50 m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-10-5
						延長 L1 L2	-200			
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-5
						天端幅 w	-100			
						法 長 φ	-100			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
3	2	10	9		地中連続壁工(壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さφ	-50	変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合)は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						変位	300			
						壁体長L	-200			
3	2	10	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9 D: 桁径
						連壁の長さφ	-50	変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合)は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						変位d	D/4以内			
						壁体長L	-200			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																														
3	2	12	1	1	鋼造費(金属支承工)	上下 接合部 用鋼 が構造 物と 孔との	<table border="1"> <tr> <td>孔の直径差</td> <td>+2 -0</td> </tr> <tr> <td>センターボスを基準 にした孔位置のずれ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>≤1000mm</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>センターボスを基準 にした孔位置のずれ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>>1000mm</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>ドリル 加工孔</td> <td>+3 -1</td> </tr> <tr> <td>>1000mm</td> <td>+4 -2</td> </tr> <tr> <td>孔の中心距離※1</td> <td>JIS B 0403-1995 CT13</td> </tr> <tr> <td>ボスの直径</td> <td>+0 -1</td> </tr> <tr> <td>ボスの高さ</td> <td>+1 -0</td> </tr> <tr> <td>ボスの直径</td> <td>+0 -1</td> </tr> <tr> <td>ボスの高さ</td> <td>+1 -1</td> </tr> <tr> <td>上巻の橋軸及び直角方 向の長さ寸法</td> <td>JIS B 0403-1995 CT13</td> </tr> <tr> <td>全 ※移 ※動 4 量 φ</td> <td>±2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>±φ/100</td> </tr> </table>	孔の直径差	+2 -0	センターボスを基準 にした孔位置のずれ		≤1000mm	1以下	センターボスを基準 にした孔位置のずれ		>1000mm	1.5以下	ドリル 加工孔	+3 -1	>1000mm	+4 -2	孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13	ボスの直径	+0 -1	ボスの高さ	+1 -0	ボスの直径	+0 -1	ボスの高さ	+1 -1	上巻の橋軸及び直角方 向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	全 ※移 ※動 4 量 φ	±2		±φ/100	<p>製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を適用する ※2) 片面の削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋 軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適 用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているの かをする。 ※5) 組立て後に測定</p>		3-2-12-1
孔の直径差	+2 -0																																							
センターボスを基準 にした孔位置のずれ																																								
≤1000mm	1以下																																							
センターボスを基準 にした孔位置のずれ																																								
>1000mm	1.5以下																																							
ドリル 加工孔	+3 -1																																							
>1000mm	+4 -2																																							
孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13																																							
ボスの直径	+0 -1																																							
ボスの高さ	+1 -0																																							
ボスの直径	+0 -1																																							
ボスの高さ	+1 -1																																							
上巻の橋軸及び直角方 向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13																																							
全 ※移 ※動 4 量 φ	±2																																							
	±φ/100																																							
						アンカー ボルト 用孔(開放し)																																		
						セ ン タ ー ボ ス																																		
						※ボ 5 ス																																		
						次頁に続く																																		

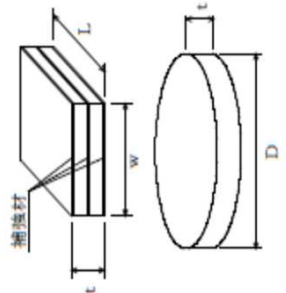
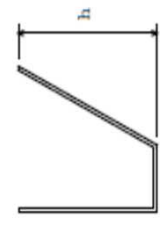
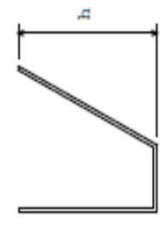
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	12	1	1	構造費(金属支保工)	組立高さH	±3	測定基準	測定箇所	摘要
						コン クリ ート	±3			
						上, 下面加工仕上げ	(H/200+3)小数 点以下切り捨て			
						H ≤ 300mm				
						H > 300mm				
						普通寸法				
						開放し長さ寸法 ※2)、※3)	JIS B 0403-1995 CT14			
						開放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403-1995 CT15			
						削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級			
						ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級			

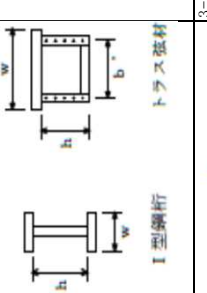
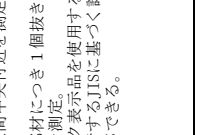
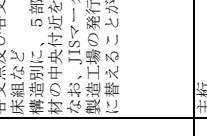
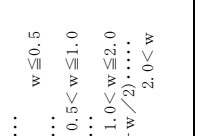
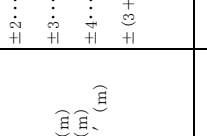
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
3	土木工事共通編	2	1	2	搬送費(大型ゴム支保工)	幅 w	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支保の厚さ(t)の最大相対誤差		3-2-12-1									
						長さ L	0~+1%												
						直径 D	0~+15												
						厚さ t	t ≤ 20mm				±0.5								
							20 < t ≤ 160				±2.5%								
							160 < t				±4								
						平面度	w, L, D ≤ 1000mm				1								
							1000mm < w, L, D				(w, L, D) / 1000								
						3	土木工事共通編				2	1	3	仮設材製作工	部材長θ (m)	±3... θ ≤ 10 ±4... θ > 10	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-1
															部 材				
刃口高さ h (m)	±2... h ≤ 0.5 ±3... 0.5 < h ≤ 1.0 ±4... 1.0 < h ≤ 2.0																		
外周長L (m)	±(10+L/10)	図面の寸法表示箇所を測定。																	
3	土木工事共通編		2	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	±2... h ≤ 0.5 ±3... 0.5 < h ≤ 1.0 ±4... 1.0 < h ≤ 2.0		3-2-12-1									
							外周長L (m)	±(10+L/10)											

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
							フランジの直角度 δ (mm)	フランジの曲がり θ (mm)		鋼桁等	トラス・アーチ等		
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施 する場合) (シミュレーション仮組立 検査を行う場合)	種	フランジ幅 w (m)	部材精度	$\pm 2 \dots \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など、5部材につき1個抜き取った部 材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、 製造工場の発行するJISに基づく試験成績表 に替えることができる。		 I型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3
							腹板高 h (m)			鋼桁及びトラ ス等の部材の 腹板	$h / 250$		
							箱桁及びトラ ス等のフラン ジ鋼味版の デツキアプレ ート		$b / 150$				3-2-12-3
						フランジの直角度 δ (mm)		$w / 200$	原則として仮組立をしない状態の部材につ いて、主要部材全数を測定。				
						部材長 θ (m)		$\pm 3 \dots \dots \theta \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots \theta > 10$ $\pm 2 \dots \dots \theta \leq 10$ $\pm 3 \dots \dots \theta > 10$					3-2-12-3
						圧縮材の曲がり θ (mm)		$\theta / 1000$	主要部材全数を測 定。 θ : 部材長 (mm)				
									※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り θ 」の規格値の h 、 b 、 w に代入する数値はmm単位の数値とする。				

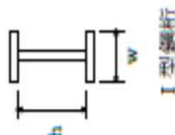


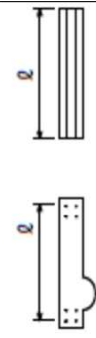
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要						
								鋼桁等	トラス・アーチ等								
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施 する場合) (シミュレーション仮組立 検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。			3-2-12-3						
						主桁、主構の中心間 距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3						
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\dots h > 5$	両端部及び中心部を測定。			3-2-12-3						
						主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots$ $L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			3-2-12-3						
						仮組立精度	主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について10～12 m 間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)			3-2-12-3					
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			3-2-12-3					
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)			3-2-12-3					
											現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。δ 1, δ 2のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			3-2-12-3	
						<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>											

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない 場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w/2)…… 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部 材の中央付近を測定。		3-2-12-3
						腹板高 h (m)				
						部材の平面度 δ (mm)	h / 250 b / 150	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		
					箱桁等のフラ ンジ鋼床版の デッキプレー ト					
						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	主要部材全数を測定。		
					部材長 l (m)	±3…… l ≤ 10 ±4…… l > 10				
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

部材精度

出来形管理基準及び規格値

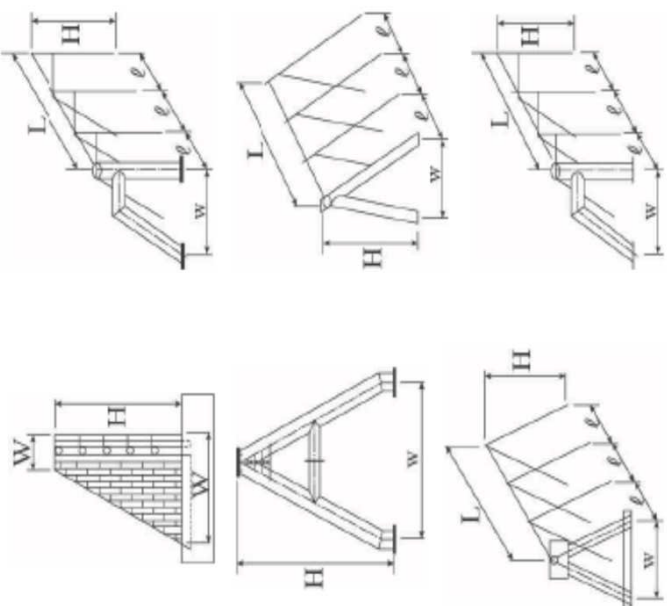
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 l	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

次頁に続く


出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))					

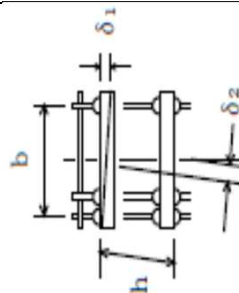
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	4		検査路製作工	部材	$\pm 3 \dots \phi \leq 10$ $\pm 4 \dots \phi > 10$	図面の寸法表示箇所での測定。		3-2-12-4
						部材長 ϕ (m)				
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	0 \sim +30	製品全数を測定。		3-2-12-5
						仮組立時 組合せる伸縮装置と の高さの差 $\delta 1$ (mm) ファインガラの食い違 い $\delta 2$ (mm)				

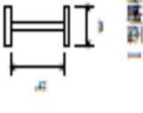


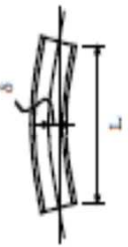
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	図面の寸法表示箇所での測定。		3-2-12-6	
						部材	部材長 ℓ (m)				図面の寸法表示箇所での測定。
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	図面の寸法表示箇所での測定。		3-2-12-8	
						部材	部材長 ℓ (m)				図面の寸法表示箇所での測定。
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	軸心上全数測定。			
							鉛直度 $\delta 2$ (mm)				$b/500$
							高さ h (mm)				$h/500$
							± 5				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	9		プレバーム用桁製作工	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-9	
						腹板高 h (m)					
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	部材	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9	
						部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	仮組立時	主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots 20 < L \leq 40$	各主桁について10～12m間隔を測定。		3-2-12-9
						部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-10

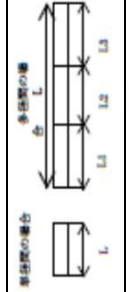



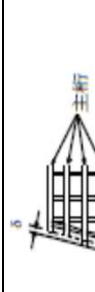

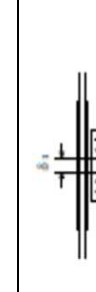
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	塗膜厚の評価基準(案)による。	塗膜厚の評価基準(案)による。		3-2-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13			架設工 (鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラペザークレーン架設)	全 長 L (m) 支間長 L _n (m)	± (20+L/5) ± (20+L _n /5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通 り δ (mm)	± (10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	± (25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間 距離B(m)	±4……… B≤2 ± (3+B/2)……… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における 出入差δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ 1、δ 2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。δ 1、δ 2のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。				

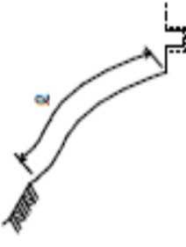


出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	糸	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13			架設工 (コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		3-2-13
						桁の中心間距離	—			
						そ り	—			
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長	—200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のもものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のもは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。	3-2-14-2	
						法長 ϕ	法長の—4%			
						盛土法長 ϕ	—100			
						延 長 L	法長の—2%			
						法長 ϕ	—200			
						法長 ϕ	法長の—4%			
						厚さ t	—10			
						厚さ t	—20			
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延 長 L	—200			



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 l	$l < 3m$	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のも のは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が 困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)法面上編」で規定する出来 形計測性能を有する機器を用いることがで きる。</p>		3-2-14-3					
							$l \geq 3m$				-100				
						厚 さ t	$t < 5cm$	-10	<p>200m²につき1ヶ所以上、200m²以下は2ヶ 所をせん孔により測定。</p>						
							$t \geq 5cm$	-20							
						<p>ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚 は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以 上</p>									
						延 長 L						-200	<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)法面上編」で規定する出来 形計測性能を有する機器を用いることがで きる。</p>		

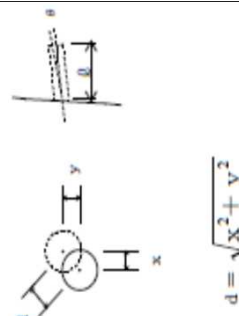
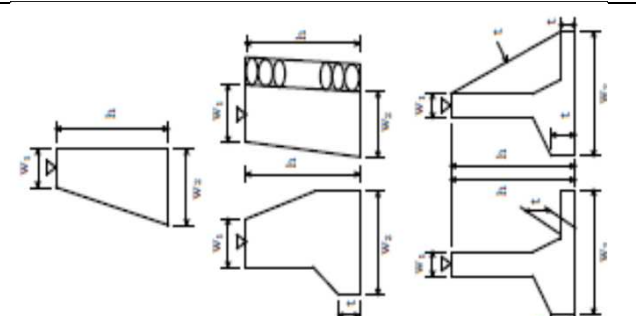
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法粋工 (現場打法粋工) (現場吹付法粋工)	法 長 ϕ	$\phi < 10m$	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		3-2-14-4 曲線部は設計図書による	
							$\phi \geq 10m$				<p>粋延長100mにつき1ヶ所、粋延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>
							幅 w	-30			
							高 さ h	-30			
							粋中心間隔 a	±100			
							延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法粋工 (ブレキヤスト法粋工)	法 長 ϕ	$\phi < 10m$	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		3-2-14-4	
							$\phi \geq 10m$				
							延 長 L	-200			

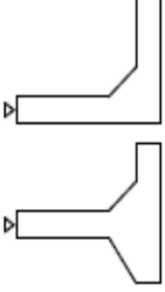
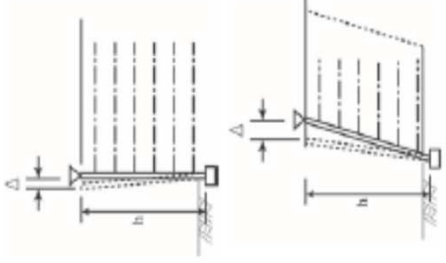
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ θ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6	
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 θ	±2.5度				
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		3-2-15-1	
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 w_1, w_2	-30				
						高 さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						延 長 L	-200				

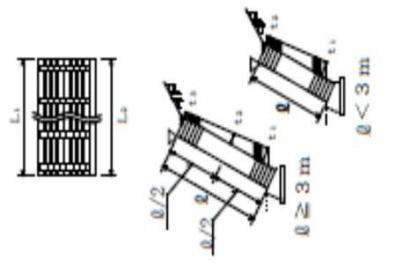
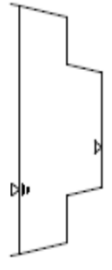
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		3-2-15-2
						延 長 L	-200			
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土 (テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		3-2-15-3
						高さ h	-50			
							-100			
						鉛 直 度 △	±0.03 h かつ ±300以内			
						控 え 長 さ	設計値以上			
延 長 L	-200									

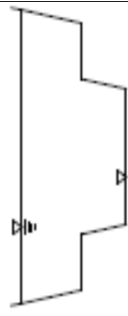
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	15	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	
						法長φ	-50				
						厚さt1, t2, t3	-100				
						延長 L1, L2	-50				
							1施工箇所毎				
3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電気船 標準高▽	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	
							200ps				
							500ps				
							1000ps				
							250ps				
							420ps 600ps				
							1350ps				
							幅				-200
							延長				-200

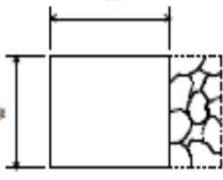
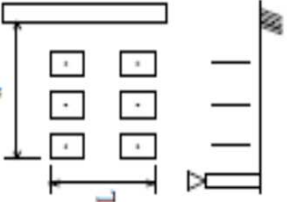
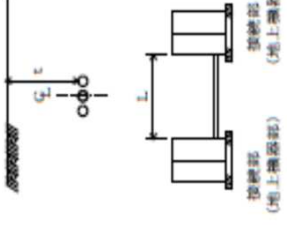
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	16	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高 ▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎、横断方向は、5 m毎。また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
						幅	-200			
						延長	-200			
3	2	16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 河川浚渫工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。	3-2-16-3	
						0以下	+400以下			
						標高較差				
3	2	18	2	床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	3-2-18-2		
						幅			0～+30	
						厚 さ t			-10～+20	
3	2	18	2	床版工	鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。 1. 鉄筋の有効高さ			
					鉄筋の有効高さ	±10				
					鉄筋間隔	±20				
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

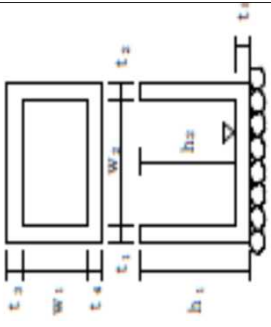
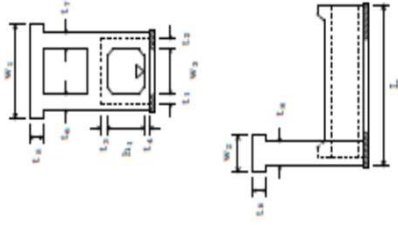
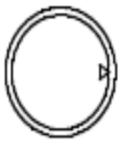
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	1 築堤・護岸	7	4	護岸付瀛物工	幅 w	-30	1.3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)「護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4
						高さ h	-30			
6	河川編	1 築堤・護岸	10		杭出し水制工	基準高 ∇	± 50	1組毎		6-1-10-8
						幅 w	± 300			
						方向	$\pm 7^\circ$			
						延長 L	-200			
6	河川編	1 築堤・護岸	13	3	配管工	埋設深 t	0～+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センサーで測定】		6-1-13-3
						延長 L	-200			

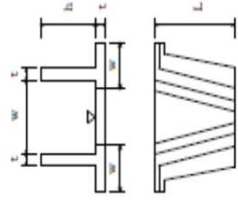
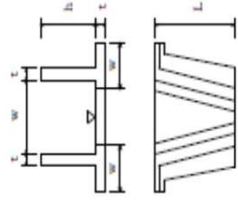
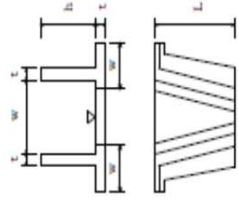
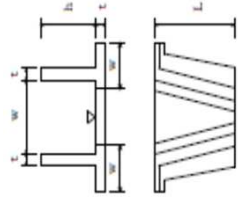
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	13	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ t1~t5	-20			
						※幅 w1, w2	-30			
						※高さ h1, h2	-30			
6	河川編	5	6	1	函渠工 (本体工)	基準高 ▽	±30	柔構造専門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
						厚さ t1~t8	-20			
						幅 w1, w2	-30			
						内空幅 w3	-30			
						内空高 h1	±30			
						延長 L	-200			
6	河川編	5	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		6-3-5-6
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	3 樋門・樋管	7 8		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
						基準高▽	±30			
厚さ t	-20									
幅 w	-30									
高さ h	±30									
延長 L	-50									
6	河川編	4 水門	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
						基準高▽	±30			
厚さ t	-20									
幅 w	-30									
高さ h	±30									
延長 L	-50									
6	河川編	5 堰	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
						基準高▽	±30			
厚さ t	-20									
幅 w	-30									
高さ h	±30									
堰長 L	-50									
6	河川編	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは阿端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						堰長 L	-50			
						堰長 L	-100			
堰長 L	-100									

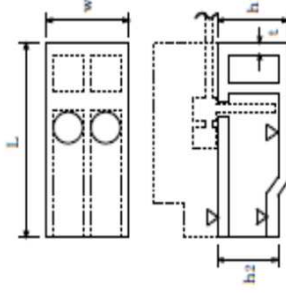
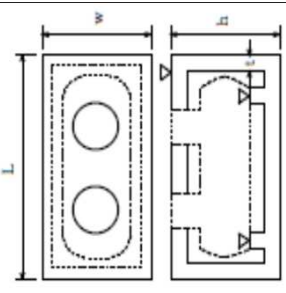
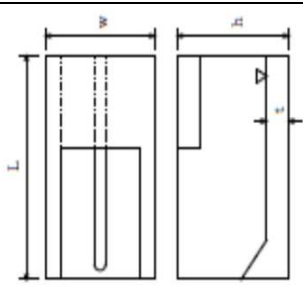
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	5	堰	8	魚道本體工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長 L	-200			
6	河川編	5	堰	9	管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2
						厚さ t	-20			
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50			
						高さ h ₁	-50			
						胸壁の高さ h ₂	-30			
						天端長 l ₁	-50			
						敷長 l ₂	-50			
						胸壁間距離 ∅	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			


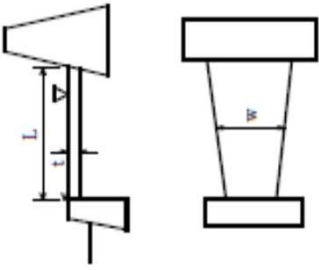
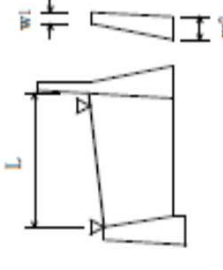
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本體工	6		本體工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-4-6
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	±30			
						延長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本體工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-4-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-5-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川 編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基準高 ∇	±30	図面に表示してある箇所を測定。		6-7-4-6
						天端幅 w_1, w_3	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						堤長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	±50			
6 河川 編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ∇	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所を測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
6 河川 編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		御壁工	基準高 ∇	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天端幅 w_1	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						長さ L	-100			

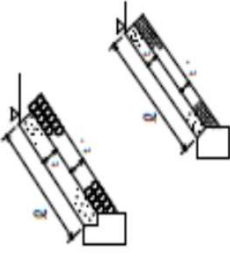
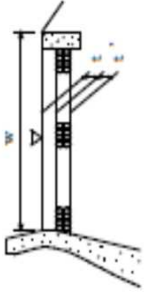
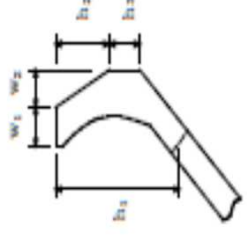
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5	
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-6	
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 w ₁	-20				
						ブロック横幅 w ₂	-20				
						延長 L	-200				
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。1.3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）「護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4	
						法長 ϕ	$\phi < 5m$				-100
							$\phi \geq 5m$				$\phi \times (-2\%)$
							厚さ t				-50
							延長 L				-200

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1ヶ所、延長40m (又は50m) につき2ヶ所。 1.3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)「護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5	
						法長φ	φ<3m				-50
							φ≥3m				-100
						厚さt	t<100				-20
							t≥100				-30
						裏込材厚 t	-50				
						延長 L	-200				
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	8	2	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1ヶ所、延長40m (又は50m) につき2ヶ所。		7-1-8-2	
						幅 w	-50				
						厚さ t	-10				
						基礎厚 t'	-45				
						延長 L	-200				
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	9	3	波返工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1ヶ所、延長40m (又は50m) につき2ヶ所。		7-1-9-3	
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
							高さ h<3m h ₁ , h ₂ , h ₃				-50
						高さ h≥3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-100				
						延長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	河川海岸編	突堤・人工岬	4		落石工	本 均 し 表 面 均 し 異形ブロック据付面(乱積)の高さ 荒 均 し 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ 異形ブロック据付面(乱積)の高さ 被 覆 均 し 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ 法 長 ℓ 天 端 幅 w_1 天 端 延 長 L_1 幅 w 延 長 L	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法厚。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅は施工延長10mにつき、1測点当たり5点上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法厚。		7-2-4-4
							±100			
							±100			
							±500			
							±300			
							±500			
							±300			
							±500			
							±300			
							±500			
±300										
7	河川海岸編	突堤・人工岬	5		吸出し防止工	異形ブロック据付面(乱積)の高さ 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ 法 長 ℓ 天 端 幅 w_1 天 端 延 長 L_1	±500	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法厚。		7-2-5-2
							±300			
							±500			
							±300			
							±500			
							±300			
							±500			
							±300			
							±500			
							±300			
±500										
7	河川海岸編	突堤本体工	2		落石工	異形ブロック据付面(乱積)の高さ 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ 法 長 ℓ 天 端 幅 w_1 天 端 延 長 L_1	±500	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法厚。		7-2-5-2
							±300			
							±500			
							±300			
							±500			
							±300			
							±500			
							±300			
							±500			
							±300			
±500										

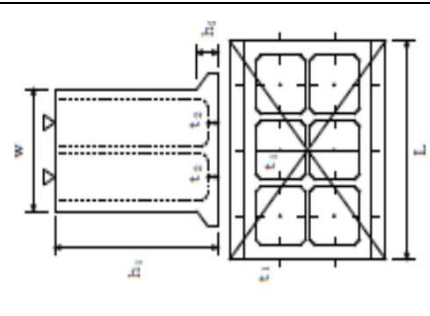
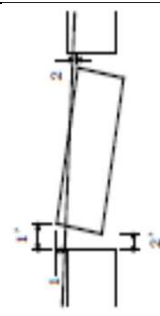
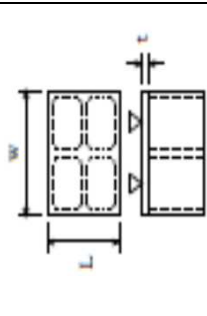
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5
						天 端 幅 w	±500			
						(乱 積)	±ブロックの高さの1/2			
						天 端 延 長 L	-ブロックの高さの1/2			
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	9		石砕工	基準高 ∇	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-5-9
						厚 さ t	-50			
						高 さ h	-50			
							-100			
						延 長 L	-200			
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	10		場所打コンクリート工	基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-5-10
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
7	河川海岸編	2	5	11	ケーンソン工 (ケーンソン工製作)	バラストの基準高▽ 砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11						
							±50									
						壁 厚 t ₁	±10	底版完成時、各壁1ヶ所								
						幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端								
						高 さ h ₁	+30, -10	完成時、四隅								
						長 さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端								
						底版厚さ t ₂	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所								
						フーチング高さh ₂	+30, -10	底版完成時、四隅								
						7	河川海岸編	2	5	11	ケーンソン工 (ケーンソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーンソン重量2000 t未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所		7-2-5-11
													ケーンソン重量2000 t以上 ±150			
据付目地間隔 1'、2'	ケーンソン重量2000 t未満 100以下	据付完了後、天端2ヶ所														
	ケーンソン重量2000 t以上 200以下															
基準高▽ 陸 上 水 中	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-11												
	±50															
	±30															
	±30															
長 さ L	±30															

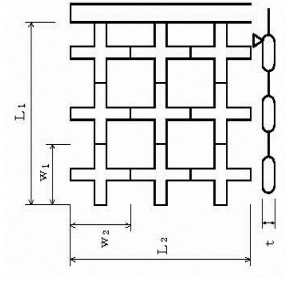
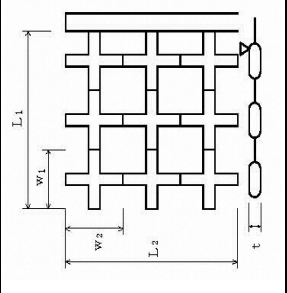
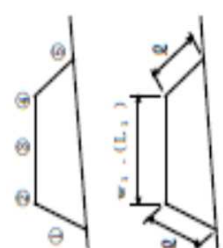
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	糸	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本體工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
						幅 w	+20, -10			
						高 さ h	+20, -10			
						長 さ L	+20, -10			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本體工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		7-2-5-12
						隣接ブロックと の間隔1'、2'	50以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本體工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基 準 高▽	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-12
						陸 上	±30			
						水 中	±50			
						厚 さ t	±30			
						幅 w	±30			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	長 さ L	±30	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-6-2
						異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500			
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300			
						法 長 ℓ	-100			
						天 端 幅 w	-100			
	天 端 延 長 L	-200								

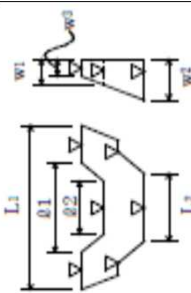
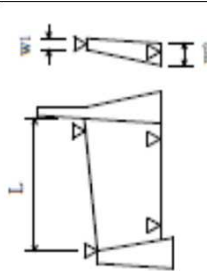
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	3		根固めブロック工	基準高▽	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1. 施工箇所毎		7-2-6-3
						積				
						乱	± t / 2			
						厚 さ t	-20			
						幅 w ₁ w ₂	-20			
						積				
						乱	- t / 2			
						延長 L ₁ L ₂	-200			
						積				
						乱	- t / 2			
7	河川海岸編	2	3		消波ブロック工	基準高▽	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		7-2-7-3
						積				
						乱	± t / 2			
						厚 さ t	-20			
						幅 w ₁ w ₂	-20			
						積				
						乱	- t / 2			
						延長 L ₁ L ₂	-200			
						積				
						乱	- t / 2			
7	河川海岸編	3	3		礫石工	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1 測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法厚。		7-3-3-3
						荒 均 し	±500			
						被 覆 均 し	±300			
						法 長 θ	-100			
						天 端 幅 w ₁	-100			
						天 端 延 長 L ₁	-200			

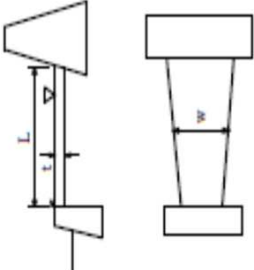
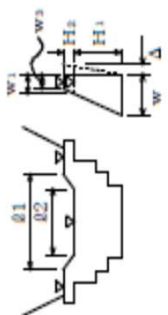
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	1	3	4		鋼製堰堤反設材製作工	部材長φ (m)	±3... 0 ≤ 10 ±4... 0 > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-3-4
						部材				
8	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		8-1-8-4
						天端部堰堤幅 w1, w3, w2	-30			
						水通しの幅 φ1, φ2	±50			
						堰長 L1, L2	-100			
8	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6
						幅 w1, w2	-30			
						長さ L	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	1	8	8		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所 で測定。 厚さは自地及びその中間点で測定。		8-1-8-8
						幅 w	-100			
						厚さ t	-30			
						延長 L	-100			
8	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	堰高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堰高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
						長さ ϕ_1, ϕ_2	±100			
						幅 w_1, w_3	±50			
						下流側倒れ △	±0.02H1			
						袖高 ▽	±50			
						幅 w_2	±50			
						下流側倒れ △	±0.02H2			
水通し部										
袖部										

出来形管理基準及び規格値

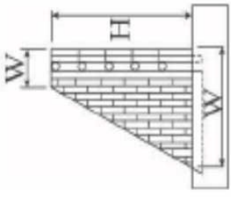
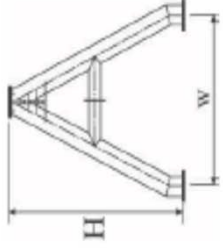
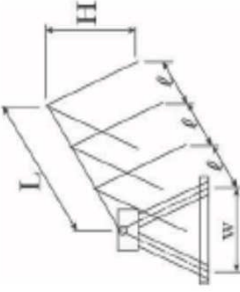
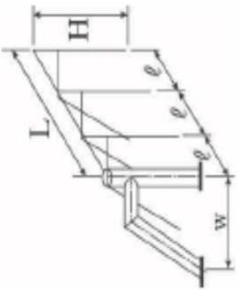
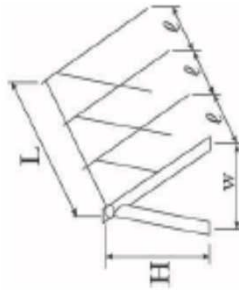
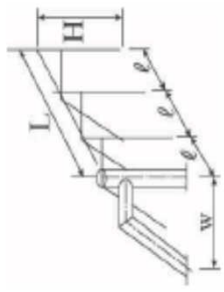
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	砂防堰堤	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-9-5
						堤長 l	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			

次頁に続く

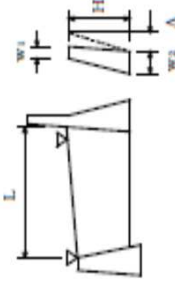
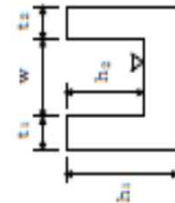
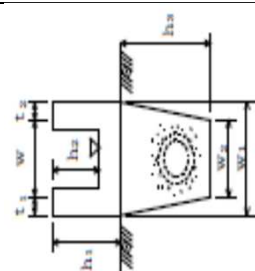
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)			  	  	

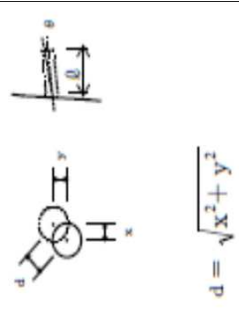
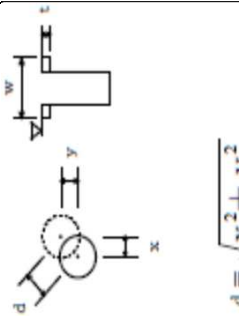
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8	1	砂防堰堤	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6	
						長 さ L	± 100				
						幅 w_1, w_2	± 50				
						下流側倒れ \triangle	$\pm 0.02H$				
						高 さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
8	2	流路	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		8-2-5-8	
						幅 w	-30				
						高 さ h_1, h_2	-30				
						厚 さ t_1, t_2	-20				
						延 長 L	-200				
8	3	斜面对策	4		山腹明暗裏工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		8-3-6-4	
						厚 さ t_1, t_2	-20				
						幅 w	-30				
						幅 w_1, w_2	-50				
						高 さ h_1, h_2	-30				
						深 さ h_3	-30				
延 長 L	-200										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
8	3	7	4		集排水ポーリング工	削孔深さ θ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			
8	3	7	5		集水井工	基準高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8	3	9	6		合成杭工	基準高 ∇	±50	全数測定。		8-3-9-6
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接接触部とす。 (堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査節の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交差点を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 　　さ	-100, +60			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 欄	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とす。 (堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	±40			

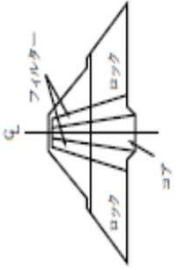
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	編			コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③厚さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

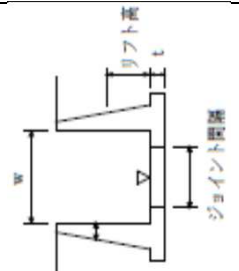

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングロー ア）の場合		9-2-4-5
						外側境界線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
						外側境界線	-0, +1000			
						盛立幅	-0, +1000			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	-0, +2000			

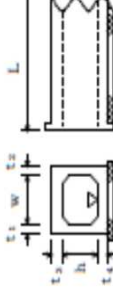
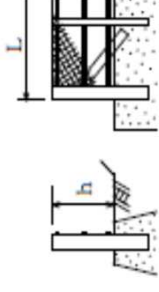
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	2 ファイルダム				ファイルダム (洪水吐)	基準高 ∇	±20	1. 図面の寸法表示箇所 2. 1回/1施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長 さ L	±100			
9 ダム 編	3 基礎クラウチング	3			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行う カーチングラウトに適用する。		9-3-3
						配 置 誤 差	100			

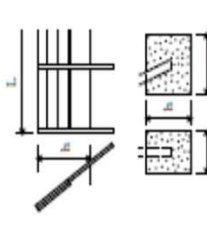
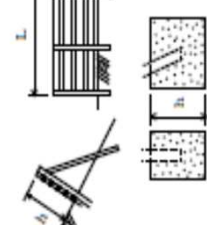
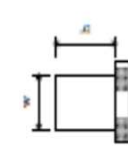
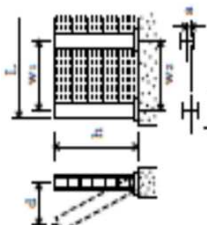
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	1	3	2		遮音壁支柱製作工	部材	±3... 0 ≤ 10 ±4... 0 > 10	図面の寸法表示箇所での測定。		10-1-3-2	
						部材長 θ (m)					
10	1		6		場所打函渠工	基準高 ∇	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所での測定。		10-1-9-6	
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) w	-30				
						高さ h	±30				
						延長 L	$L < 20m$				-50
							$L \geq 20m$				-100
10	1		4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎		10-1-11-4	
						延長 L	-200				
10	1		5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		10-1-11-5	
						延長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6	
						延長 L	-200				1施工箇所毎
						基礎 幅 w ₁ , w ₂	-30				基礎1基毎
						高さ h	-30				
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7	
						延長 L	-200				1施工箇所毎
						基礎 幅 w ₁ , w ₂	-30				基礎1基毎
						高さ h	-30				
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	アンカ り長 打込み φ	-10%	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4	
						埋込み φ	-5%				
						幅 w	-30				1施工箇所毎
						高さ h	-30				
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱 間隔 w ₁ , w ₂	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5	
						ずれ a	10				
						ねじれ b-c	5				
						倒れ d	h × 0.5%				
10 道路編	1 道路改良					高さ h	+30, -20	1施工箇所毎			
						延長 L	-200				

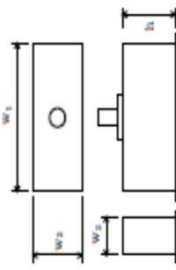
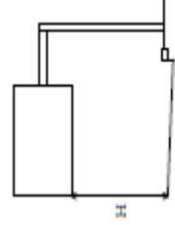
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	中規模以上			
10	道 路 編	4	舗 装 工		歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	中規模以上	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) とともに、個々の測定値が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることか出来る。	10-2-4
						厚 さ	-30	-10	—			
						幅	-45	-15	—			
10	道 路 編	4	舗 装 工		歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	—	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コア一を採取して測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。また、厚さのデータ数が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることか出来る。	10-2-4
						幅	-25	—	—			

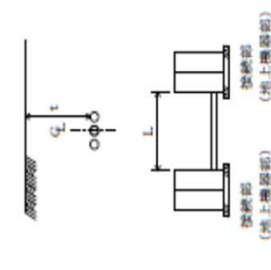
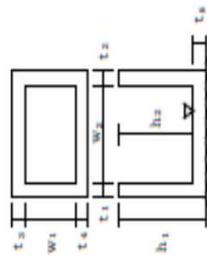
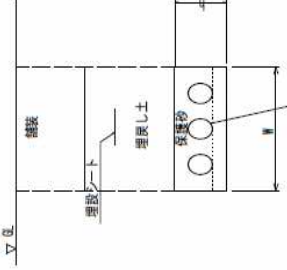
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1ヶ所につき2ヶ所。なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9	
						延長L	-200	1ヶ所/1ヶ所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
10	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1ヶ所			10-2-7-4
						各部の厚さ	±20	1ヶ所/1ヶ所			
						各部の長さ	±30	1ヶ所/1ヶ所			
						各部の長さ	±20	全数			
						厚さ	—				
						中心のずれ	±20	全数			
						アーカー長	±20	全数			
10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎		10-2-9-4	
						高さ h	-30				
10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4	

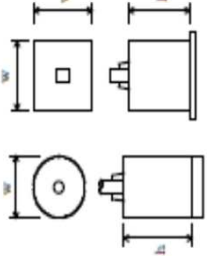
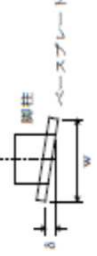

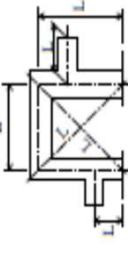

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	2 舗装	12 道路 付属 施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		10-2-12-5
						延長 L	-200			
10 道路 編	2 舗装	12 道路 付属 施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ∇	±80	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
						※厚さ $t_1 \sim t_2$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
10 道路 編	2 舗装	12 道路 付属 施設工	5	3	ケーブル配管工 (保護砂)	幅(W)	設計値以上	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所		3-2-4-1一般事項 (砕石基礎工)に 準拠
						厚さ(h)	-30			
						延長(L)	-200			

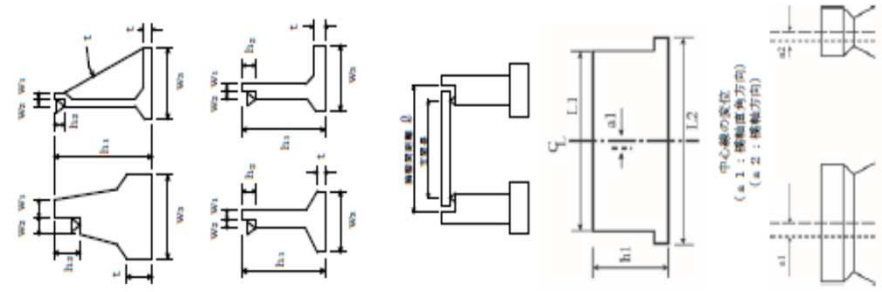
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	2 舗装	12 道路 付属 施設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		10-2-12-6
						高 さ h	-30			
10 道路 編	3 橋架 下部	3 工場 製作 工	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートとの鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3
						部 材				
						プレート位置	± 2	全敷を測定。		10-3-3-3
						孔の径d	0~5			
						柱の中心間隔、 対角長L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots 10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10)$...	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3
						仮 組 立 時				
						はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3
						柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所、箱抜き形状の詳細については「道路橋支保官」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		10-3-6-8
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 e_1	-50			
						敷 長 e_2	-50			
						胸壁間距離 ϕ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
						支 承 部 アンカーボルトの 箱抜き規格値	計面高			
	平面位置	± 20								
	アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下								

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C 橋脚 工	9	1	橋脚(体工) (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他の寸法表示箇所、箱抜き形状の詳細については「道路橋支保箱抜き形状の詳細」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 橋造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		10-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 \emptyset	± 30			
						支間長及び中心線の変位	± 50			
						支 承 部	+10~-20			
						ア ン カ				
						ー ボ ル ト				
						の 箱 抜 き 規 格 値	± 20			
ア ン カ	1/50以下									
ー ボ ル ト の 鉛 直 度										

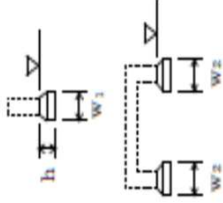
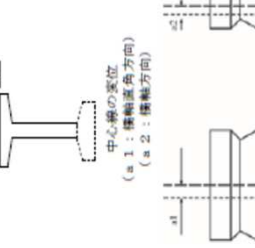
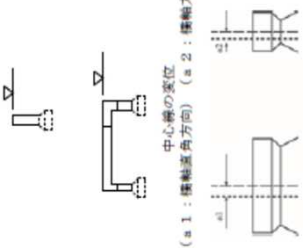
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋梁下部	7 R C 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	± 20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保簡便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		10-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w ₁	-20			
						敷 幅 w ₂	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ ϕ	-20			
						橋脚中心間距離 ϕ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の歪位	± 50			
						支 承 部	+10~-20			
						アンカーボルトの箱抜き規格値	± 20			
平面位置	1/50以下									
アンカーボルト孔の鉛直度										
10 道路 編	3 橋梁下部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 ∇	± 20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 (橋脚方向) w	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ ϕ	-50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	糸	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他のは寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 W ₁ , W ₂	-50			
						高さ h	-50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他のは寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ϕ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他のは寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ϕ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手節のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主橋の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11


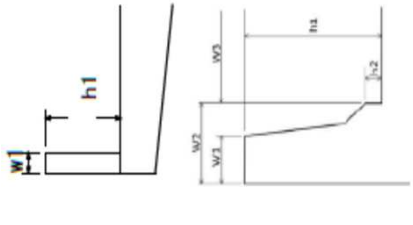
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	±3...φ≤10 ±4...φ>10	図面の寸法表示箇所を測定。		10-4-3-9
						部材長ℓ (m)				
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上	支承の平面寸法が300mm 以下の場合は、水 平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支 承を勾配なりに据付ける場合を除く。		
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コソリト 橋 ±5 鋼橋 4+0.5× (B-2)	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定す る。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、 支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、 移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満 たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後 に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						橋軸方向 橋軸直角方向	1/100			
					可動支承の橋軸方向の ずれ同一支承線上の 相対誤差	5				
					可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上				
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面 及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に 肌すきが無いことを確認。		
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コソリト 橋 ±5 鋼橋 ± (4+0.5 × (B-2))	支承の平面寸法が300mm 以下の場合は、水 平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支 承を勾配なりに据付ける場合を除く。		
						橋軸方向 橋軸直角方向	1/300	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定す る。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、 支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、 移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満 たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後 に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
					可動支承の 機能確認 注3)	5				
					可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上				

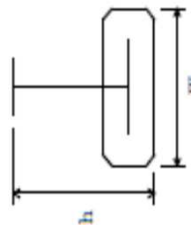
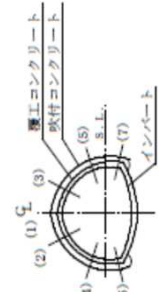
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w ₁	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w ₂	0～+30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w ₁	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地 覆 の 幅 w ₂	-10～+20			
						高 さ h ₁	-20～+30			
						高 さ h ₂	-10～+20			
						有 効 幅 員 w ₃	0～+30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅 高 さ	±3 ±4	1 ブロックを抽出して測定。	10-4-8-8	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	5 コンクリート橋上部	6 プレヒウム桁構工	2		プレヒウム桁製作工 (現場)	幅	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング 後に行う。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする。 φ：スパン長		10-5-6-2
						高さ	10 -5			
						桁長φ スパン長	φ < 15... ±10 φ ≥ 15... ±(φ-5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.80			
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変位点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。		10-6-4-4
						角	—			
						削孔深さ	—			
						孔	—			
						突出量	プレート下面 から10cm以内			

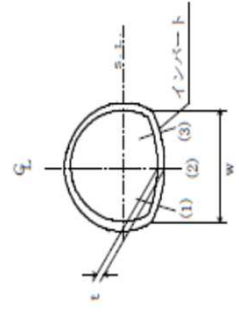
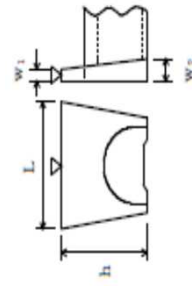
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (5) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		10-6-5-3
						幅 w (全幅)	-50			
						高さh (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5
						厚 さ t	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10	道路編	6	4		インバート本体工		幅 w (全幅)	-50	<p>(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻留空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻留測定を行う。</p>		10-6-6-4	
							厚さ t	設計値以上				
							延長 L	—				
10	道路編	6	4		坑門本体工		基準高 ∇	± 50	図面の主要寸法表示箇所を測定。		10-6-8-4	
							幅 w_1, w_2	-30				
								高さ h				$h < 3m$
												$h \geq 3m$
							延長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	5		明り巻工		基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、高さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
							幅 w (全幅)	-50			
							高さh (内法)	-50			
							厚さ t	-20			
							延長 L	-			

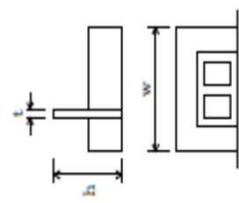
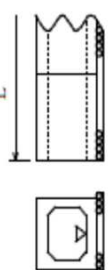
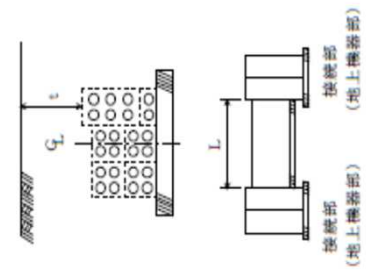
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打駆体工	基準高 ∇	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所 所で測定。		10-11-6-2
						厚 さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	± 30			
						ブロック長 L	-50			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所所で測定。		10-11-6-4
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5

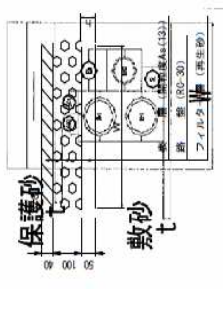
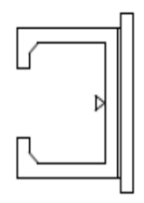
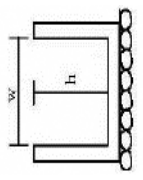
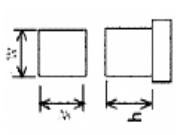
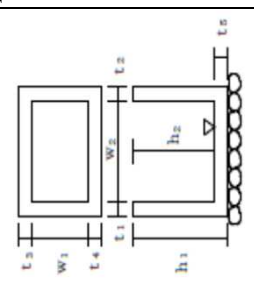
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所での測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
						延 長 L	-200			
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2	1	管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】		10-12-5-2
						延 長 L	-200			

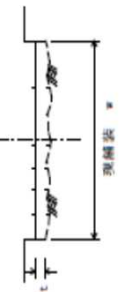
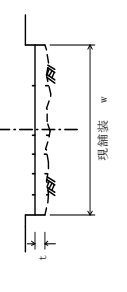
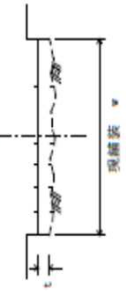
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2	2	管 路 工 (管 路 部)	敷 砂 厚 さ t	-10	接続部間毎に1箇所。		3-2-6-10-1透水性舗装工(路盤工)に準拠
						敷 砂 幅 w	設計値以上			
						保 護 砂 厚 さ t	-10			
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3	1	ブ レ キ ヤ ス ト ボ ッ ク ス 工 (特 殊 部)	基 準 高 ∇	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10-12-5-3
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3	2	ブ レ キ ヤ ス ト ボ ッ ク ス 工 (特 殊 部) (沈 下 マ ン ホ ール)	内 空 幅 (W)	-30	1箇所毎		10-12-6-2ハンドホール工に準拠
						内 空 高 さ (h)	-30			
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	4		現 場 打 込 ボ ッ ク ス 工 (特 殊 部)	コ ン ク リ ー ト 高 さ	-30	1箇所毎		3-2-3-6小型標識工に準拠
						コ ン ク リ ー ト 幅	-30			
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハ ン ド ホ ール 工	基 準 高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※ 厚 さ t ₁ ~ t ₅	-20			
						※ 幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※ 高 さ h ₁ , h ₂	-30			

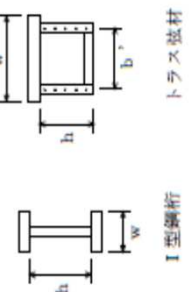
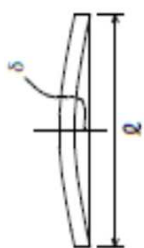
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現鋪装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
						幅 t (オーバーレイ)	-	-9			
						幅 w	-	-25			
						延長 L	-	-100			
						平坦性	-	$3m^2$ 0.7 0.4 m^2 $以下$ $(\sigma) 2.4mm$ 以下 直隴式(足付き) $(\sigma) 1.75mm$ 以下			
10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) (面管理の場合は標高較差(切削)のみ)	厚さ t (標高較差)(切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現鋪装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ t (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-	-9			
						幅 w	-	-25			
						延長 L	-	-100			
						平坦性	-	$3m^2$ 0.7 0.4 m^2 $以下$ $(\sigma) 2.4mm$ 以下 直隴式(足付き) $(\sigma) 1.75mm$ 以下			
10	14	4	7		路上再生工	厚さ t	-	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
						幅 w	-	-50			
						延長 L	-	-100			
						路盤工	-	-			
						路盤工	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									測	定		
10	16	3	4		桁補強材製作工		フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	鋼桁等	トラス・アーチ等 各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
									主桁・主構	床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
										主要部材全数を測定。 δ：部材長 (mm)		10-16-3-4

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
下	水				下水道土木工事必携(案)	[発行：公益社団法人日本下水道協会]	第2編 下水道土木工事施工管理基準及び基準値(案)による			